

第 4 回 座間味村議会定例会

第 1 日 目

12 月 11 日

令和6年第4回座間味村議会定例会会議録				
招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 2 月 1 1 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 延 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和6年12月11日 午前10時00分 議長宣言		
	延 会	令和6年12月11日 午後4時30分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	又 吉 文 江	6 番	宮 平 清 志
	2 番	西 田 吉之介	7 番	宮 平 喜 文
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 秀 克		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	又 吉 文 江	2 番	西 田 吉之介
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	副 村 長	宮 平 真由美	船舶・観光課長	仲宗根 寛
	教 育 長	垣 花 健	会 計 課 長	宮 平 壮一郎
	総 務 課 長	松 田 力	教 育 課 長	糸 嶺 直 生
	住 民 課 長	石 川 聖 子	産業振興課参事	中 村 悟
	産業振興課長	宮 平 明		

令和6年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和6年12月11日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		提出議案の説明（議案第53号～議案第61号まで）
6	議案第54号	令和6年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について
7	議案第55号	令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
8	議案第56号	令和6年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
9	議案第57号	令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第4号）について
10	議案第58号	令和6年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
11	議案第59号	令和6年度座間味村下水道事業会計補正予算（第3号）について
12	議案第60号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
13	議案第61号	座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
14	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
15	議案第53号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
16		一般質問

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和6年第4回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 又吉文江議員及び2番 西田吉之介議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より2日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、2日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

令和6年9月13日～令和6年12月11日

10月 7日	定例総会（沖縄県町村議会議長会）
10月 8日	臨時総会・議員研修会（沖縄県離島振興市町村議会議長会）
10月 9日	町村議会議員・事務局職員研修会（沖縄県町村議会議長会）
10月16日	管内離島（渡嘉敷）行政視察研修・臨時総会（南部離島町村議長連絡協議会）
10月18日	町村議会事務局長連絡会議（沖縄県町村議会議長会）
10月23日	例月出納検査（25日まで）
10月30日	広域行政組合議会定例会
〃	定例理事会（沖縄県町村監査委員協議会）
〃	監査委員・監査事務局職員研修会及び臨時総会（沖縄県町村監査委員協議会）
11月 5日	行政懇談会（南部離島町村議長連絡協議会）
11月13日	第68回町村議会議長全国大会及び行政視察（東京／15日まで）／沖縄県町村議会議長会
11月15日	離島フェア（開会セレモニー）
11月19日	第42回離島振興市町村議会議長全国大会（東京／14日まで）／沖縄県離島振興市町村議会議長会
11月25日	陸上自衛隊第15旅団創隊14周年・那覇駐屯地創立52周年記念行事参加
〃	広域行政組合議会（臨時議会）
11月27日	広報研修会（沖縄県町村議会議長会）
12月 4日	全員協議会
12月11日	第4回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第４．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

おはようございます。議会を始める前に私のほうからお詫びをさせていただきます。今日、議会という大切な日ではございますが、村長が体調不良のため欠席となっております。大変申し訳ございません。急なことでしたので、議事の日程のほうも変更させていただくことになりました。改めてお詫びを申し上げます。村長は体調が回復次第、議会のほうに出席いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。それまで私のほうで説明をさせていただきます。

行政報告ですが、お手元にお配りしている行政報告のほうを御覧いただいて省略させていただきたいと思っています。

行 政 報 告

令和６年１２月１１日

令和６年第３回座間味村議会定例会（令和６年９月１１日）以降の主な事項について、行政報告をいたします。

令和６年	９月１３日	阿嘉・慶留間ダイビング協会面談
	〃	内閣府統括官来村
	９月１６日	３島敬老会
	９月１７日	岡山県議会議員来訪
	〃	エンカレッジ面談
	９月１９日	沖縄銀行高橋支店長面談
	〃	沖縄県議会議員面談
	９月２０日	内閣府参事官表敬
	〃	沖縄県商工会連合会会長表敬
	９月２４日	陸上自衛隊第５１普通科連隊重迫撃砲中隊長面談
	〃	企業版ふるさと納税贈呈式
	９月２５日	（株）あかりみらい面談
	９月２７日	国立公園立地自治体協議会
	〃	SUP世界大会祝賀会
	９月２８日	慶留間小中学校大運動会
	９月３０日	離島学生寮視察
１０月	１日	那覇出張所共同運営検討委員会
１０月	２日	沖縄県町村会県外視察
１０月	５日	座間味幼小中学校大運動会
	〃	阿嘉幼小中学校大運動会
１０月	７日	南部広域行政組合理事会
１０月	８日	南部市町村会 理事会
１０月	９日	沖縄県離島海運振興株式会社 取締役会
１０月	１０日	全国離島振興協議会海外視察研修

10月21日	沖縄県金融開発公庫・市町村パートナーシップ会議
10月23日	全国離島振興協議会会議
10月24日	全国離島振興協議会理事会
10月29日	南部振興会表彰選考審査委員会
〃	南部振興会理事会
11月 1日	沖縄米国総領事館面談
11月 2日	座間味島ファン感謝イベント
11月 4日	座間味村観光大使面談
11月 5日	沖縄県町村会理事会
〃	那覇南部地区離島選出県議 行政懇談会
11月 7日	沖縄離島海運振興株式会社取締役会
11月 8日	沖縄県交通政策課意見交換会
11月13日	国民スポーツ・障害者スポーツ県準備委員会
11月14日	沖縄県離島振興協議会理事会
〃	沖縄県過疎地域振興協議会理事会
11月15日	離島フェア
〃	沖縄県交通政策課長面談
11月16日	座間味島ファン感謝イベント
11月18日	離島フェア
〃	沖縄県交通政策課長面談
11月19日	国立公園立地自治体協議会要請・記者発表
11月20日	全国町村長大会
〃	内閣府との離島関連予算意見交換会
〃	国会議員表敬
11月21日	水産業振興漁村活性化推進大会・定期総会
〃	全国観光地所在地町村協議会総会
11月26日	沖縄県離島振興協議会総会
〃	沖縄県過疎地域振興協議会総会
〃	離島・過疎合同研修会
11月27日	自治会館管理組合 中間監査
11月28日	港づくり全国大会 意見交換会
11月29日	沖縄ツーリスト会長面談
12月 2日	NAHAマラソン
12月 5日	WWF 開催実行委員会総会
12月 6日	沖縄県総合事務組合議会 臨時会

○ 議長（宮平喜文）

これで行政報告は終わりました。

議事日程の変更についてお諮りします。

日程の順序を変更し、日程第6．議案第54号より先に審議を行いたいと思います。これに御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議事日程の順序を変更し、日程第6．議案第54号より先に審議することに決定しました。

日程第5．議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第61号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

では説明のほうをさせていただきます。まず議案第53号をお手元にお開きください。

議案第53号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年6月22日条例第26号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

みつしまの海難事故に伴い、管理者の責任として、村長及び副村長の給料の減額をするため条例を改正する必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

条例第18号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

附則に「令和7年1月1日から令和7年3月31日までの間、村長及び副村長の給料月額については、第3条の規程にかかわらず、同号の規程により支給されることとなる額から、村長についてはその額の100分の5に相当する額を減じた額とし、副村長についてはその額の100分の3に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

議案第54号

令和6年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村一般会計補正予算（第5号）

令和6年度座間味村一般会計の補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95,753千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,155,571千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		92,015	5,108	97,123
	1 村 民 税	35,718	3,238	38,956
	2 固 定 資 産 税	38,698	1,100	39,798
	3 軽 自 動 車 税	4,187	△26	4,161
	5 法 定 外 目 的 税	9,753	796	10,549
9 地 方 特 例 交 付 金		1,604	1,630	3,234
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,604	1,630	3,234
12 使 用 料 及 び 手 数 料		87,683	△455	87,228
	1 使 用 料	81,814	△317	81,497
	2 手 数 料	5,869	△138	5,731

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国 庫 支 出 金		116,582	△18,671	97,911
	1 国 庫 負 担 金	32,277	△5,015	27,262
	2 国 庫 補 助 金	83,032	△13,656	69,376
14 県 支 出 金		277,065	575	277,640
	1 県 負 担 金	14,753	850	15,603
	2 県 補 助 金	228,680	△308	228,372
	3 県 委 託 金	33,632	33	33,665
15 財 産 収 入		347	618	965
	1 財 産 運 用 収 入	347	618	965
16 寄 附 金		1,972	100	2,072
	1 寄 附 金	1,972	100	2,072
17 繰 入 金		187,712	106,238	293,950
	2 基 金 繰 入 金	73,620	106,238	179,858
19 諸 収 入		16,186	210	16,396
	4 雑 入	9,858	210	10,068
20 村 債		5,656	400	6,056
	1 村 債	5,656	400	6,056
歳 入 合 計		2,059,818	95,753	2,155,571

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		37,371	△590	36,781
	1 議 会 費	37,371	△590	36,781
2 総 務 費		558,277	△1,163	557,114
	1 総 務 管 理 費	504,027	△1,854	502,173
	2 徴 税 費	18,682	908	19,590
	3 戸籍住民基本台帳費	29,283	73	29,356
	4 選 挙 費	4,972	△290	4,682
3 民 生 費		203,041	△3,337	199,704
	1 社 会 福 祉 費	145,227	△512	144,715
	2 児 童 福 祉 費	57,799	△2,825	54,974
4 衛 生 費		174,936	3,217	178,153
	1 保 健 衛 生 費	92,146	3	92,149
	2 清 掃 費	82,790	3,214	86,004

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農 林 水 産 費		64,543	16,013	80,556
	1 農 業 費	16,995	△268	16,727
	2 林 業 費	26,613	16,248	42,861
	3 水 産 業 費	20,935	33	20,968
7 商 工 費		166,294	6,272	172,566
	1 商 工 費	166,294	6,272	172,556
8 土 木 費		215,133	△5,127	210,006
	1 土 木 管 理 費	23,783	△1,121	22,662
	2 道 路 橋 り ょ う 費	37,063	△338	36,725
	4 港 湾 費	21,202	△9,790	11,412
	6 住 宅 費	61,291	5,550	66,841
	7 空 港 費	20,923	572	21,495
9 消 防 費		32,406	1,217	33,623
	1 消 防 費	32,406	1,217	33,623
10 教 育 費		347,909	413	348,322
	1 教 育 総 務 費	203,299	1,742	205,041
	2 小 学 校 費	59,328	△231	59,097
	3 中 学 校 費	7,938	△1,454	6,484
	4 幼 稚 園 費	39,212	△796	38,416
	5 社 会 教 育 費	4,214	530	4,744
	6 保 健 体 育 費	33,918	622	34,540
12 公 債 費		146,963	10	146,973
	1 公 債 費	146,963	10	146,973
13 諸 支 出 金		107,945	78,828	186,773
	2 公 営 企 業 費	107,945	78,828	186,773
歳 出 合 計		2,059,818	95,753	2,155,571

議案第55号

令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,347千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217,628千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 県 支 出 金		139,845	6,746	146,591
	1 県 補 助 金	139,845	6,746	146,591
10 繰 入 金		34,350	601	34,951
	1 一 般 会 計 繰 入 金	34,350	601	34,951
歳 入 合 計		210,281	7,347	217,628

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		16,568	752	17,320
	1 総 務 管 理 費	16,540	752	17,292
2 保 険 給 付 金		129,145	6,595	135,740
	2 高 額 療 養 費	22,448	6,095	28,543
	3 出 産 育 児 諸 費	1,501	500	2,001
歳 出 合 計		210,281	7,347	217,628

議案第56号

令和6年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年12月11日提出

令和6年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度座間味村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		2,585	541	3,126
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,585	541	3,126
歳 入 合 計		7,759	541	8,300

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		7,613	541	8,154
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	7,613	541	8,154
歳 出 合 計		7,759	541	8,300

議案第57号

令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和6年度座間味村船舶事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度座間味村船舶事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	船舶運航事業収益	1,035,843千円	28,414千円	1,064,257千円
第1項	営 業 収 益	719,118千円	△50,414千円	668,704千円
第2項	営 業 外 収 益	316,725千円	78,828千円	395,553千円
支 出				
第1款	船舶運航事業費用	950,205千円	28,414千円	978,169千円
第1項	営 業 費 用	906,327千円	28,414千円	934,741千円

第3条 予算第8条中「218,758千円」を「212,816千円」に改める。

第4条 予算第9条中「96,815千円」を「175,643千円」に改める。

令和6年12月11日提出

沖縄県座間味村長 宮 里 哲

議案第58号

令和6年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和6年度座間味村簡易水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度座間味村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入			
第1款	簡易水道事業収益	158,343千円	1,007千円	159,350千円
第2項	営業外収益	129,263千円	1千円	129,264千円
第3項	特別利益	0千円	1,006千円	1,006千円
	支 出			
第1款	簡易水道事業費用	155,992千円	4,340千円	160,332千円
第1項	営業費用	151,145千円	3,862千円	155,007千円
第2項	営業外費用	3,743千円	478千円	4,221千円

第3条 予算第4条本文括弧書きを「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額31,508千円は引継金3,491千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,498千円及び当年度損益勘定留保資金26,519千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入			
第1款	資本的収入	61,899千円	△4,200千円	57,699千円
第1項	企業債	25,200千円	△4,200千円	21,000千円
	支 出			
第1款	資本的支出	94,250千円	△5,043千円	89,207千円
第1項	建設改良費	61,975千円	△5,043千円	56,932千円

第4条 予算第5条の表中限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
簡易水道事業	千円 28,400千円	千円 24,200千円

第5条 予算第8条中「5,716千円」を「5,694千円」に改める。

第6条 予算第10条を削る。

令和6年12月11日提出

沖縄県座間味村長 宮 里 哲

議案第59号

令和6年度座間味村下水道事業会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を

求める。

令和6年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和6年度座間味村下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度座間味村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入			
第1款	下水道事業収益	133,922千円	898千円	134,820千円
第3項	特別利益	0千円	898千円	898千円
	支 出			
第1款	下水道事業費用	132,633千円	1,549千円	134,182千円
第1項	営業費用	130,335千円	1,276千円	131,611千円
第2項	営業外費用	2,298千円	273千円	2,571千円

第3条 予算第4条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額30,064千円は引継金4,351千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額613千円及び当年度損益勘定留保資金25,100千円で補填するものとする。）」に改める。

第4条 予算第4条の2中「3,328千円」を「3,673千円」に改める。

第5条 予算第10条を削る。

令和6年12月11日提出

沖縄県座間味村長 宮 里 哲

議案第60号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例1号）の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

令和6年人事院勧告に基づく給与の見直しの実施により本条例の一部を改正する必要がある。
これが本議案を提出する理由である。

条例第19号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第19条第2項中「122.5」を「125」に、「102.5」を「105」に改め、同条第3項中「122.5」を「125」に、「68.75」を「70」に、「102.5」を「105」に、「58.75」を「60」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の105」の次に「（特定幹部職員にあつては、100分の125）」を加え、同項第2号中「32.5」を「50」に、「42.5」を「60」に改める。

別表第1の1の表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500

16	206, 100	251, 000	276, 400	307, 900	333, 400	360, 100
17	207, 400	252, 100	277, 400	309, 100	335, 000	361, 700
18	209, 000	253, 200	278, 700	310, 700	336, 700	363, 500
19	210, 600	254, 300	280, 000	312, 300	338, 400	365, 000
20	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340, 000	366, 600
21	213, 600	256, 400	282, 500	315, 400	341, 500	368, 000
22	215, 200	257, 400	283, 800	317, 000	343, 100	369, 600
23	216, 800	258, 400	285, 000	318, 600	344, 700	371, 200
24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700
25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600
26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800

再任 用職 員以 外の 職員	56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100
	57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400
	58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700
	59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000
	60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300
	61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500
	62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800
	63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100
	64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400
	65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600
	66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900
	67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200
	68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500
	69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700
	70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000
	71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300
	72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
	73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
	74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000
	75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
	76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
	77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700
	78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
	79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300
	80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
	81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
	82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
	83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
	84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
	85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
	86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
	87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
	88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
	89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
	90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
	91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
	92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
	93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
	94		299, 400	347, 400			
	95		299, 700	347, 800			

	96		300, 100	348, 200			
	97		300, 300	348, 400			
	98		300, 600	348, 800			
	99		301, 000	349, 200			
	100		301, 400	349, 500			
	101		301, 600	349, 800			
	102		301, 900	350, 200			
	103		302, 200	350, 600			
	104		302, 500	351, 000			
	105		302, 700	351, 500			
	106		303, 000	351, 900			
	107		303, 300	352, 300			
	108		303, 600	352, 700			
	109		303, 800	353, 200			
	110		304, 200	353, 600			
	111		304, 600	353, 900			
	112		304, 900	354, 200			
	113		305, 100	354, 700			
	114		305, 300				
	115		305, 600				
	116		306, 000				
	117		306, 200				
	118		306, 400				
	119		306, 700				
	120		307, 000				
	121		307, 400				
	122		307, 600				
	123		307, 900				
	124		308, 200				
	125		308, 500				
再任用職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192, 000	円 219, 500	円 260, 000	円 279, 700	円 294, 900	円 320, 600

備考：この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第２２条に規定する職員を除く。

別表第1の2の表を次のように改める。

行政職給料表（単労）

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給	円	円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400

再任 用職 員以 外の 職員	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
	37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
	38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
	39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
	40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
	41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
	42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
	43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
	44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
	45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
	46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
	47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
	48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
	49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
	50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
	51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
	52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
	53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
	54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
	55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
	56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
	57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
	58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
	59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
	60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
	61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
	62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
	63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
	64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
	65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
	66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
	67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
	68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
	69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
	70	238,100	261,400	289,800	316,000	
	71	238,400	261,700	290,300	316,500	

72	238, 700	261, 900	290, 800	317, 000
73	238, 900	262, 100	291, 300	317, 300
74	239, 200	262, 400	291, 800	317, 800
75	239, 500	262, 700	292, 200	318, 300
76	239, 700	262, 900	292, 600	318, 700
77	239, 900	263, 100	293, 000	318, 900
78	240, 200	263, 400	293, 400	319, 200
79	240, 500	263, 700	293, 800	319, 400
80	240, 700	263, 900	294, 200	319, 700
81	240, 900	264, 100	294, 600	320, 000
82	241, 200	264, 400	295, 000	320, 300
83	241, 500	264, 700	295, 400	320, 600
84	241, 700	264, 900	295, 900	320, 800
85	241, 900	265, 100	296, 200	321, 000
86	242, 200	265, 300	296, 700	321, 300
87	242, 500	265, 600	297, 200	321, 600
88	242, 700	265, 900	297, 700	321, 800
89	242, 900	266, 100	298, 000	322, 000
90	243, 200	266, 300	298, 500	322, 300
91	243, 500	266, 600	299, 000	322, 600
92	243, 700	266, 800	299, 300	322, 900
93	243, 900	267, 100	299, 700	323, 100
94	244, 200	267, 400	300, 200	323, 400
95	244, 500	267, 700	300, 700	323, 700
96	244, 700	267, 900	301, 200	323, 900
97	244, 900	268, 100	301, 500	324, 100
98	245, 200	268, 400	301, 900	324, 400
99	245, 400	268, 600	302, 400	324, 700
100	245, 700	268, 900	302, 900	324, 900
101	245, 900	269, 100	303, 300	325, 100
102	246, 100	269, 300	303, 700	
103	246, 400	269, 600	304, 000	
104	246, 700	269, 900	304, 300	
105	246, 900	270, 100	304, 600	
106	247, 200	270, 300	305, 000	
107	247, 500	270, 600	305, 300	
108	247, 700	270, 800	305, 700	
109	247, 900	271, 100	306, 000	
110	248, 200	271, 400	306, 400	
111	248, 500	271, 700	306, 800	

	112	248, 700	271, 900	307, 100		
	113	248, 900	272, 100	307, 300		
	114	249, 200	272, 400	307, 600		
	115	249, 500	272, 600	307, 900		
	116	249, 700	272, 800	308, 100		
	117	249, 900	273, 100	308, 300		
	118	250, 200	273, 400	308, 600		
	119	250, 500	273, 700	308, 900		
	120	250, 700	273, 900	309, 100		
	121	250, 900	274, 100	309, 300		
	122		274, 300	309, 600		
	123		274, 600	309, 900		
	124		274, 900	310, 100		
	125		275, 100	310, 300		
	126		275, 300	310, 600		
	127		275, 600	310, 900		
	128		275, 900	311, 100		
	129		276, 100	311, 300		
	130		276, 300	311, 600		
	131		276, 600	311, 900		
	132		276, 900	312, 100		
	133		277, 100	312, 300		
	134		277, 300			
	135		277, 600			
	136		277, 900			
	137		278, 100			
再任用職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 197, 900	円 209, 000	円 227, 500	円 248, 600	円 279, 800

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

海事職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	188,600	218,800	276,000	314,700	353,500	385,600
	2	190,000	222,000	277,800	315,900	355,300	387,400
	3	191,300	225,200	279,500	317,000	357,000	389,100
	4	192,600	228,400	281,200	318,100	358,700	390,700
	5	193,800	231,600	282,900	319,200	360,400	392,300
	6	195,400	234,700	284,400	320,300	361,900	394,400
	7	197,000	237,800	285,800	321,400	363,300	396,500
	8	198,500	240,800	287,300	322,400	364,600	398,500
	9	199,900	243,800	288,800	323,400	365,600	400,500
	10	201,800	246,700	290,300	324,800	367,300	402,500
	11	203,700	249,500	291,700	326,400	369,000	404,500
	12	205,600	252,300	293,100	328,000	370,700	406,500
	13	207,300	255,100	294,500	329,900	372,200	408,500
	14	209,000	258,000	295,900	331,500	373,900	410,600
	15	210,700	260,800	297,300	333,100	375,600	412,700
	16	212,300	263,400	298,700	334,700	377,200	414,800
	17	213,800	266,000	300,100	336,400	378,800	416,800
	18	216,500	267,400	301,500	338,000	380,300	418,200
	19	219,200	268,800	302,800	339,600	381,800	419,600
	20	221,800	270,200	304,100	341,200	383,300	421,000
	21	224,400	271,600	305,400	342,700	384,800	422,400
	22	226,600	272,800	306,200	343,500	386,200	423,700
	23	228,700	274,000	307,000	344,300	387,500	425,000
	24	230,800	275,100	307,700	345,100	388,800	426,200
	25	232,900	276,200	308,400	345,900	390,300	427,400
	26	234,700	276,800	309,100	346,700	391,900	428,600
	27	236,500	277,300	309,800	347,500	393,500	429,800
	28	238,100	277,800	310,500	348,300	395,100	430,900
	29	239,600	278,300	311,200	349,100	396,700	431,900
	30	241,200	278,700	311,800	349,900	398,200	433,000

再任 用職 員以 外の 職員	31	242,800	279,100	312,400	350,700	399,600	434,100
	32	244,300	279,500	313,000	351,500	401,000	435,200
	33	245,800	279,900	313,600	352,200	402,400	436,200
	34	247,100	280,300	314,200	353,000	403,700	437,100
	35	248,300	280,700	314,800	353,800	404,900	438,000
	36	249,500	281,000	315,300	354,500	406,100	438,900
	37	250,600	281,300	315,800	355,200	407,300	439,800
	38	251,700	281,600	316,300	355,900	408,400	440,700
	39	252,800	281,900	316,800	356,600	409,400	441,600
	40	253,800	282,200	317,200	357,300	410,400	442,400
	41	254,800	282,500	317,600	358,000	410,900	442,800
	42	255,700	282,800	318,000	358,700	411,800	443,400
	43	256,600	283,100	318,400	359,300	412,700	444,000
	44	257,400	283,400	318,800	360,000	413,600	444,600
	45	258,200	283,700	319,200	360,800	414,500	445,100
	46	259,000	284,000	319,600	361,600	415,400	445,400
	47	259,800	284,300	320,000	362,300	416,300	445,900
	48	260,500	284,600	320,400	363,000	417,200	446,300
	49	261,200	284,900	320,800	363,700	418,000	446,600
	50	261,900	285,200	321,200	364,500	418,900	447,200
	51	262,600	285,500	321,600	365,300	419,800	447,800
	52	263,200	285,700	321,900	366,100	420,500	448,400
	53	263,800	285,900	322,200	366,900	420,700	449,000
	54	264,400	286,200	322,500	367,900	421,100	449,700
	55	265,000	286,500	322,800	368,800	421,500	450,300
	56	265,600	286,700	323,100	369,500	421,800	450,900
	57	266,200	286,900	323,400	370,100	422,100	451,200
	58	266,800	287,200	323,700	371,000	422,300	451,900
	59	267,400	287,500	324,000	371,900	422,700	452,600
	60	268,000	287,700	324,200	372,700	423,100	453,300
	61	268,600	287,900	324,400	373,200	423,400	453,700
	62	269,200	288,200	324,700	373,600	423,900	454,000
	63	269,800	288,500	325,000	373,900	424,500	454,300
	64	270,400	288,700	325,200	374,200	425,000	454,500
	65	270,900	288,900	325,400	374,500	425,600	454,700
	66	271,400	289,100	325,700	374,900	426,200	454,900
	67	271,900	289,300	326,000	375,200	426,700	455,200
	68	272,400	289,600	326,200	375,500	427,200	455,500
	69	272,900	289,900	326,400	375,700	427,800	455,700
	70	273,400			376,000	428,300	456,000

	71	273,900			376,300	428,900	456,300
	72	274,300			376,600	429,500	456,500
	73	274,700			376,900	430,000	456,700
	74	275,000			377,100	430,600	
	75	275,300			377,500	431,100	
	76	275,500			377,800	431,700	
	77	275,700			378,100	432,200	
	78	276,000			378,600	432,700	
	79	276,300			379,100	433,300	
	80	276,500			379,500	433,900	
	81	276,700			379,900	434,200	
	82	277,000			380,300	434,800	
	83	277,200			380,800	435,400	
	84	277,400			381,300	435,900	
	85	277,700			381,700	436,300	
	86				382,200	436,800	
	87				382,600	437,500	
	88				383,000	438,200	
	89				383,500	438,400	
	90				384,000		
	91				384,500		
	92				385,000		
	93				385,300		
	94				385,700		
	95				386,000		
	96				386,400		
	97				386,900		
	98				387,200		
	99				387,700		
	100				388,100		
	101				388,700		
再任用職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 219,400	円 225,100	円 255,100	円 284,900	円 326,200	円 355,100

備考：この表は、船舶に乗り組む職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200

32	255, 900	275, 500	296, 000	314, 300	344, 900	396, 900
33	256, 700	276, 200	296, 700	315, 100	346, 000	398, 600
34	257, 500	276, 800	297, 500	316, 200	347, 300	400, 300
35	258, 300	277, 300	298, 300	317, 300	348, 600	402, 100
36	259, 000	277, 800	299, 100	318, 400	349, 900	403, 800
37	259, 700	278, 300	299, 800	319, 500	351, 100	405, 400
38	260, 600	278, 900	300, 600	320, 600	352, 600	407, 100
39	261, 500	279, 400	301, 400	321, 700	354, 100	408, 900
40	262, 300	279, 900	302, 100	322, 800	355, 600	410, 700
41	263, 100	280, 300	302, 900	323, 900	356, 800	412, 200
42	264, 000	280, 800	303, 700	325, 100	358, 300	413, 700
43	264, 800	281, 300	304, 500	326, 200	359, 700	415, 200
44	265, 600	281, 800	305, 300	327, 300	361, 100	416, 500
45	266, 400	282, 300	306, 000	328, 100	362, 500	417, 600
46	267, 100	282, 800	307, 000	329, 200	363, 500	418, 700
47	267, 800	283, 300	308, 000	330, 300	364, 900	419, 800
48	268, 400	283, 800	308, 900	331, 300	366, 200	421, 000
49	269, 000	284, 300	309, 800	332, 300	367, 500	422, 300
50	269, 500	284, 800	310, 800	333, 300	368, 900	423, 400
51	270, 000	285, 300	311, 800	334, 300	370, 200	424, 600
52	270, 400	285, 800	312, 700	335, 300	371, 500	425, 700
53	270, 800	286, 300	313, 600	336, 500	373, 000	426, 900
54	271, 300	286, 800	314, 600	337, 800	374, 200	427, 900
55	271, 800	287, 300	315, 600	339, 000	375, 300	429, 000
56	272, 200	287, 800	316, 600	340, 200	376, 500	430, 100
57	272, 600	288, 300	317, 400	341, 100	377, 600	431, 100
58	273, 000	289, 100	318, 400	342, 300	378, 500	431, 600
59	273, 400	289, 900	319, 400	343, 400	379, 500	432, 200
60	273, 800	290, 600	320, 300	344, 700	380, 400	432, 600
61	274, 200	291, 300	321, 200	345, 700	381, 000	433, 200
62	274, 600	292, 200	322, 200	346, 600	381, 800	433, 700
63	275, 000	293, 100	323, 200	347, 700	382, 600	434, 100
64	275, 400	293, 900	324, 100	348, 900	383, 400	434, 600
65	275, 800	294, 700	325, 000	350, 000	384, 100	435, 100
66	276, 200	295, 600	326, 200	351, 200	384, 800	435, 500
67	276, 600	296, 400	327, 400	352, 400	385, 500	435, 800
68	277, 000	297, 200	328, 600	353, 400	386, 100	436, 100
69	277, 400	298, 000	329, 300	354, 400	386, 700	436, 500
70	277, 900	298, 900	330, 400	355, 400	387, 300	
71	278, 400	299, 800	331, 500	356, 500	388, 000	

再任 用職 員以 外の 職員	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600
	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300
	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800
	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400
	76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900
	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900
	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400
	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700
	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000
	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500
	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900
	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200
	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500
	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000
	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500
	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900
	89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
	90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
	91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
	92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
	93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
	94	290,200	320,400	353,500	371,500	
	95	290,800	321,100	354,100	371,900	
	96	291,400	321,700	354,700	372,200	
	97	292,000	322,200	355,100	372,800	
	98	292,500	322,500	355,500	373,300	
	99	293,000	323,100	356,000	373,800	
	100	293,500	323,700	356,400	374,300	
	101	294,000	324,100	356,900	374,900	
	102	294,500	324,700	357,300	375,400	
	103	295,000	325,300	357,800	375,900	
	104	295,400	325,800	358,200	376,300	
	105	295,800	326,200	358,500	376,900	
	106	296,300	326,700	359,000	377,400	
	107	296,800	327,200	359,400	377,900	
	108	297,100	327,700	359,700	378,400	
	109	297,300	328,100	360,100	379,000	
	110	297,600	328,500	360,600	379,400	
	111	297,800	328,800	361,100	379,900	

112	298, 100	329, 100	361, 600	380, 400
113	298, 400	329, 400	362, 100	381, 000
114	298, 600	329, 800	362, 600	
115	298, 900	330, 100	363, 100	
116	299, 100	330, 400	363, 500	
117	299, 400	330, 600	363, 900	
118	299, 700	330, 900	364, 300	
119	300, 000	331, 200	364, 800	
120	300, 300	331, 400	365, 300	
121	300, 600	331, 600	365, 700	
122	301, 000	331, 900	366, 200	
123	301, 300	332, 200	366, 700	
124	301, 600	332, 500	367, 200	
125	301, 800	332, 700	367, 500	
126	302, 000	333, 000		
127	302, 300	333, 400		
128	302, 700	333, 600		
129	302, 900	333, 800		
130	303, 200	334, 000		
131	303, 600	334, 400		
132	304, 000	334, 600		
133	304, 200	334, 900		
134	304, 500	335, 300		
135	304, 800	335, 700		
136	305, 100	336, 100		
137	305, 300	336, 400		
138	305, 600	336, 800		
139	305, 900	337, 200		
140	306, 200	337, 600		
141	306, 400	337, 900		
142	306, 800	338, 300		
143	307, 200	338, 600		
144	307, 500	339, 000		
145	307, 700	339, 300		
146	307, 900	339, 700		
147	308, 200	340, 100		
148	308, 600	340, 500		
149	308, 800	340, 800		
150	309, 000	341, 200		
151	309, 300	341, 600		

	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
再任用職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900

備考：この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員として規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第61号

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年座間味村条例41号）の一部を改

正する条例について地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和６年１２月１１日提出
座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)
令和６年人事院勧告に基づく給与の見直しの実施により本条例の一部を改正する必要がある。
これが本議案を提出する理由である。

条例第２０号

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

別表第１から別表第４までを次のように改める。

別表第１（第４条関係）
行政職給料表

給与表別表第１			
職員の 区分	職務の級	１級	２級
	号 給	給料月額	給料月額
		円	円
	１	183,500	230,000
	２	184,600	231,500
	３	185,800	233,000
	４	186,900	234,500
	５	188,000	236,000
	６	189,700	237,500
	７	191,300	239,000
	８	192,900	240,500
	９	194,500	242,000
	10	196,200	243,400
	11	197,800	244,800
	12	199,400	246,200
	13	201,000	247,400
	14	202,700	248,600
	15	204,400	249,800
	16	206,100	251,000
	17	207,400	252,100

18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300
33	230,000	267,000
34	231,100	267,800
35	232,200	268,600
36	233,300	269,300
37	234,400	270,000
38	235,400	270,800
39	236,400	271,600
40	237,300	272,300
41	238,200	273,000
42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200
52	245,500	280,900
53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100

再任用 職員以 外の職 員	58	247,600	284,800
	59	247,900	285,400
	60	248,200	286,100
	61	248,500	286,700
	62	248,800	287,400
	63	249,100	288,000
	64	249,400	288,500
	65	249,700	289,000
	66	250,000	289,600
	67	250,300	290,100
	68	250,600	290,700
	69	250,900	291,200
	70	251,200	291,700
	71	251,500	292,300
	72	251,800	292,900
	73	252,100	293,400
	74	252,400	293,900
	75	252,700	294,300
	76	253,000	294,600
	77	253,300	294,800
	78	253,600	295,100
	79	253,900	295,300
	80	254,200	295,600
	81	254,500	295,800
	82	254,800	296,000
	83	255,100	296,300
	84	255,400	296,500
	85	255,700	296,800
	86	256,000	297,100
	87	256,300	297,400
	88	256,600	297,700
	89	256,900	298,000
	90	257,200	298,300
	91	257,500	298,600
	92	257,800	299,000
	93	258,100	299,200
	94		299,400
	95		299,700
	96		300,100
	97		300,300

	98		300,600
	99		301,000
	100		301,400
	101		301,600
	102		301,900
	103		302,200
	104		302,500
	105		302,700
	106		303,000
	107		303,300
	108		303,600
	109		303,800
	110		304,200
	111		304,600
	112		304,900
	113		305,100
	114		305,300
	115		305,600
	116		306,000
	117		306,200
	118		306,400
	119		306,700
	120		307,000
	121		307,400
	122		307,600
	123		307,900
	124		308,200
	125		308,500
再任用 職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192,000	円 219,500

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（単労職）

給与表別表第1

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級
	号 給	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円
	1	166,500	227,700
	2	167,700	228,500
	3	168,800	229,300
	4	169,900	230,100
	5	171,200	230,800
	6	172,400	231,600
	7	173,600	232,400
	8	174,800	233,200
	9	175,800	234,000
	10	177,000	234,700
	11	178,300	235,400
	12	179,500	236,100
	13	180,600	236,800
	14	181,800	237,400
	15	183,100	238,000
	16	184,400	238,600
	17	185,700	239,200
	18	187,400	239,800
	19	189,100	240,400
	20	190,800	240,900
	21	192,500	241,400
	22	194,200	241,900
	23	195,800	242,400
	24	197,400	242,900
	25	199,000	243,400
	26	200,500	243,900
	27	202,000	244,300
	28	203,500	244,800
	29	205,000	245,400
	30	206,500	245,900
	31	208,000	246,400
	32	209,500	246,800

33	211,000	247,200
34	212,400	247,700
35	213,800	248,200
36	215,200	248,600
37	216,600	249,000
38	217,700	249,500
39	218,800	250,000
40	219,900	250,400
41	220,900	250,800
42	221,800	251,300
43	222,700	251,800
44	223,600	252,200
45	224,500	252,600
46	225,300	253,000
47	226,100	253,400
48	226,900	253,800
49	227,700	254,200
50	228,400	254,600
51	229,100	255,000
52	229,800	255,400
53	230,500	255,800
54	231,100	256,200
55	231,700	256,600
56	232,300	257,000
57	233,000	257,300
58	233,500	257,700
59	234,000	258,100
60	234,500	258,400
61	235,000	258,700
62	235,400	259,100
63	235,800	259,500
64	236,200	259,800
65	236,600	260,100
66	236,900	260,400
67	237,200	260,700
68	237,500	260,900
69	237,800	261,100
70	238,100	261,400
71	238,400	261,700
72	238,700	261,900

73	238,900	262,100
74	239,200	262,400
75	239,500	262,700
76	239,700	262,900
77	239,900	263,100
78	240,200	263,400
79	240,500	263,700
80	240,700	263,900
81	240,900	264,100
82	241,200	264,400
83	241,500	264,700
84	241,700	264,900
85	241,900	265,100
86	242,200	265,300
87	242,500	265,600
88	242,700	265,900
89	242,900	266,100
90	243,200	266,300
91	243,500	266,600
92	243,700	266,800
93	243,900	267,100
94	244,200	267,400
95	244,500	267,700
96	244,700	267,900
97	244,900	268,100
98	245,200	268,400
99	245,400	268,600
100	245,700	268,900
101	245,900	269,100
102	246,100	269,300
103	246,400	269,600
104	246,700	269,900
105	246,900	270,100
106	247,200	270,300
107	247,500	270,600
108	247,700	270,800
109	247,900	271,100
110	248,200	271,400
111	248,500	271,700
112	248,700	271,900

	113	248,900	272,100
	114	249,200	272,400
	115	249,500	272,600
	116	249,700	272,800
	117	249,900	273,100
	118	250,200	273,400
	119	250,500	273,700
	120	250,700	273,900
	121	250,900	274,100
	122		274,300
	123		274,600
	124		274,900
	125		275,100
	126		275,300
	127		275,600
	128		275,900
	129		276,100
	130		276,300
	131		276,600
	132		276,900
	133		277,100
	134		277,300
	135		277,600
	136		277,900
	137		278,100
再任用 職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 197,900	円 209,000

別表第3（第4条関係）

海事職給料表

給与表別表第2

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級
	号 給	給料月額	給料月額
		円	円
	1	188,600	218,800
	2	190,000	222,000

3	191,300	225,200
4	192,600	228,400
5	193,800	231,600
6	195,400	234,700
7	197,000	237,800
8	198,500	240,800
9	199,900	243,800
10	201,800	246,700
11	203,700	249,500
12	205,600	252,300
13	207,300	255,100
14	209,000	258,000
15	210,700	260,800
16	212,300	263,400
17	213,800	266,000
18	216,500	267,400
19	219,200	268,800
20	221,800	270,200
21	224,400	271,600
22	226,600	272,800
23	228,700	274,000
24	230,800	275,100
25	232,900	276,200
26	234,700	276,800
27	236,500	277,300
28	238,100	277,800
29	239,600	278,300
30	241,200	278,700
31	242,800	279,100
32	244,300	279,500
33	245,800	279,900
34	247,100	280,300
35	248,300	280,700
36	249,500	281,000
37	250,600	281,300
38	251,700	281,600
39	252,800	281,900
40	253,800	282,200
41	254,800	282,500
42	255,700	282,800

再任用 職員以 外の職 員	43	256,600	283,100
	44	257,400	283,400
	45	258,200	283,700
	46	259,000	284,000
	47	259,800	284,300
	48	260,500	284,600
	49	261,200	284,900
	50	261,900	285,200
	51	262,600	285,500
	52	263,200	285,700
	53	263,800	285,900
	54	264,400	286,200
	55	265,000	286,500
	56	265,600	286,700
	57	266,200	286,900
	58	266,800	287,200
	59	267,400	287,500
	60	268,000	287,700
	61	268,600	287,900
	62	269,200	288,200
	63	269,800	288,500
	64	270,400	288,700
	65	270,900	288,900
	66	271,400	289,100
	67	271,900	289,300
	68	272,400	289,600
	69	272,900	289,900
	70	273,400	
	71	273,900	
	72	274,300	
	73	274,700	
	74	275,000	
	75	275,300	
	76	275,500	
	77	275,700	
	78	276,000	
	79	276,300	
	80	276,500	
	81	276,700	
	82	277,000	

	83	277,200	
	84	277,400	
	85	277,700	
再任用 職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 219,400	円 225,100

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

給与表別表第3

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級
	号 給	給料月額	給料月額
		円	円
	1	207,700	240,600
	2	209,600	242,800
	3	211,400	245,000
	4	213,100	247,200
	5	214,800	249,400
	6	216,700	250,400
	7	218,500	251,300
	8	220,200	252,200
	9	221,900	253,100
	10	223,900	254,300
	11	225,800	255,400
	12	227,700	256,300
	13	229,600	257,100
	14	231,600	257,800
	15	233,600	258,500
	16	235,600	259,400
	17	237,600	260,500
	18	239,600	261,600
	19	241,700	262,700
	20	243,700	263,800
	21	245,600	264,900
	22	246,800	266,000
	23	248,000	267,100
	24	249,100	268,200

25	250, 200	269, 200
26	251, 100	270, 300
27	252, 000	271, 400
28	252, 900	272, 400
29	253, 700	273, 400
30	254, 500	274, 100
31	255, 200	274, 800
32	255, 900	275, 500
33	256, 700	276, 200
34	257, 500	276, 800
35	258, 300	277, 300
36	259, 000	277, 800
37	259, 700	278, 300
38	260, 600	278, 900
39	261, 500	279, 400
40	262, 300	279, 900
41	263, 100	280, 300
42	264, 000	280, 800
43	264, 800	281, 300
44	265, 600	281, 800
45	266, 400	282, 300
46	267, 100	282, 800
47	267, 800	283, 300
48	268, 400	283, 800
49	269, 000	284, 300
50	269, 500	284, 800
51	270, 000	285, 300
52	270, 400	285, 800
53	270, 800	286, 300
54	271, 300	286, 800
55	271, 800	287, 300
56	272, 200	287, 800
57	272, 600	288, 300
58	273, 000	289, 100
59	273, 400	289, 900
60	273, 800	290, 600
61	274, 200	291, 300
62	274, 600	292, 200
63	275, 000	293, 100
64	275, 400	293, 900

再任用 職員以 外の職 員	65	275,800	294,700
	66	276,200	295,600
	67	276,600	296,400
	68	277,000	297,200
	69	277,400	298,000
	70	277,900	298,900
	71	278,400	299,800
	72	278,800	300,700
	73	279,200	301,600
	74	279,800	302,500
	75	280,400	303,400
	76	280,900	304,300
	77	281,400	305,100
	78	282,000	306,100
	79	282,600	307,100
	80	283,100	308,000
	81	283,600	308,500
	82	284,100	309,400
	83	284,600	310,300
	84	285,100	311,100
	85	285,600	311,900
	86	286,100	312,900
	87	286,600	313,900
	88	287,100	314,900
	89	287,600	315,800
	90	288,100	316,900
	91	288,600	317,900
	92	289,100	318,900
	93	289,600	319,700
	94	290,200	320,400
	95	290,800	321,100
	96	291,400	321,700
	97	292,000	322,200
	98	292,500	322,500
	99	293,000	323,100
	100	293,500	323,700
	101	294,000	324,100
	102	294,500	324,700
	103	295,000	325,300
	104	295,400	325,800

105	295,800	326,200
106	296,300	326,700
107	296,800	327,200
108	297,100	327,700
109	297,300	328,100
110	297,600	328,500
111	297,800	328,800
112	298,100	329,100
113	298,400	329,400
114	298,600	329,800
115	298,900	330,100
116	299,100	330,400
117	299,400	330,600
118	299,700	330,900
119	300,000	331,200
120	300,300	331,400
121	300,600	331,600
122	301,000	331,900
123	301,300	332,200
124	301,600	332,500
125	301,800	332,700
126	302,000	333,000
127	302,300	333,400
128	302,700	333,600
129	302,900	333,800
130	303,200	334,000
131	303,600	334,400
132	304,000	334,600
133	304,200	334,900
134	304,500	335,300
135	304,800	335,700
136	305,100	336,100
137	305,300	336,400
138	305,600	336,800
139	305,900	337,200
140	306,200	337,600
141	306,400	337,900
142	306,800	338,300
143	307,200	338,600
144	307,500	339,000

	145	307,700	339,300
	146	307,900	339,700
	147	308,200	340,100
	148	308,600	340,500
	149	308,800	340,800
	150	309,000	341,200
	151	309,300	341,600
	152	309,600	342,000
	153	310,000	342,300
	154	310,200	
	155	310,400	
	156	310,700	
	157	311,000	
	158	311,300	
	159	311,600	
	160	311,900	
	161	312,300	
	162	312,600	
	163	312,900	
	164	313,200	
	165	313,600	
	166	313,900	
	167	314,200	
	168	314,500	
	169	314,900	
再任用 職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 239,700	円 260,200

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上でございます。

○ 議長（宮平喜文）

これで提出議案の説明は終わります。

日程第6．議案第54号 令和6年度座間味村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

おはようございます。今日一日よろしくお願いします。

8ページをお願いします。1款村税、一番下の法定外目的税の美ら島税についてですが、補正で79万6,000円とあります。去年の12月議会で同じ質問をしたんですが、この算出根拠が約10月から3月の平均見込みを計上していますとあります。ここで教えてもらいたいの、去年は約250万円ほどが計上されているんですが、今年度は79万6,000円と。今、冬の定額運賃も取り行っているさなかですが、なぜこの収入の分の補正額になったのか、詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

おはようございます。今日も一日お願いします。

今回の算定の仕方としましては、まず当初予算におきましては、3か年の平均で出していまして、今回の12月補正に関しては、まず今4月から10月までの実績額が出ていますので、それプラス昨年度の11月から3月までの実績を基に算出してやっていますので、実際、残り11月から3月までの見込みは去年の売上げとして見込みを出している、今現在79万6,000円となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

続きまして9ページの使用料のほうです。ちょっと伺いたいの、座間味コミュニティーセンターと慶留間公民館のほうが計上されています。今後、合計で54万4,000円が収入として入ってくるという予算なんですが、これは座間味コミュニティーセンターと慶留間公民館でこれだけの収益が上がる要因を教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず、コミュニティーセンターに関しては、やはり利用量が増えているというところで、見込みで出しております。慶留間のほうは、今回利用者のほうがあって歳入が増えていますので、それに合わせて予算額も上げているということになっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。では、阿真と阿嘉、阿佐のそれぞれの公民館についてはどうなっていますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

阿佐、阿真、阿嘉に関しては、現状のところ当初の見込みのままで算出しているので、補正予算は行っております。また最終的に3月の議会で使用料全て全般なんですけど、調定に合った予算査定をしていくので、現在のところ、今の見込みでは当初予算どおりかなという考えであります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。そのままそのすぐ下です。歴史文化・健康づくり施設なんですけど、なぜ収入見込みがマイナスになっているのか、理由を聞かせてください。業務委託をして運営を任せているはずですが、本来ならば収益が上がっていくための業務委託だと考えています。なぜこれがマイナスになっているか理由をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

年度途中で指定管理に委託させてもらっています。指定管理にすると、実は歳入は向こう側で料金徴収になりますので、こちらのほうでは一切歳入を受けないという形になっております。これは指定管理を受けるまでの歳入がありますので、その調定に合わせた予算額と比較してマイナスという要因になっておりますので、指定管理した以降は、料金徴収は指定管理者のほうで徴収を行って、自分たちの会社の自己財源となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

そのまま下に行きます。2番の民生使用料、保健師住宅使用料がマイナスになっております。これに関して今現在、保健師住宅というのは、どのような状態か教えていただけますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

現在、保健師住宅というのはありませんので、この項目を別の職員宿舎の使用料として計上させてもらっております。恐らく、もともとのこの項目は、今の保健師宿舎、役場の裏のほうにありますけど、その2階ですね。もともと昔は駐在の保健師の住宅だったんですけど、そこを沖縄県から譲渡してあの施設をいただいていますので、これを村の職員宿舎に変更していますので、今回、保健師住宅の使用料を減らしまして、その分の家賃収入は、この官民の職員宿舎の住宅使用料と一緒に計上していこうかなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今実際、保健師住宅というのは、職員が住まわれているという認識ですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

保健師住宅というものは今はなくて、全て職員住宅となっておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

今後も保健師住宅はなくなって、職員住宅ということになりますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今、文江議員がおっしゃったとおりです。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

10 ページをお願いします。13 款の国庫支出金の1 項民生費国庫負担金、児童手当負担金が494 万6,000 円と減になっております。その詳細をお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

おはようございます。今日も一日よろしくをお願いします。

こちらは申し訳ありません。当初の計算間違いのために、今回その分の減額補正をさせていただきました。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

計算間違いということで、今後、気をつけて計算をお願いいたします。

そのままその下です。沖縄県離島活性化推進事業補助金と物価高騰対応重点交付金、それぞれこれも783 万2,000 円、592 万9,000 円とちょっと大きな減になっておりますので、その詳細も願います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

沖縄県離島活性化推進事業補助金につきましては、年度当初から事業を計画しておりましたが、国との申請等のやり取りでいろいろ疑義があったので、今回年度内で事業着手ができないだろうということで減額させてもらっております。あと、物価高騰対応重点交付金につきましては、例えば給食費免除、定額減税、その他10 万円の給付、その事業の最終的な精算した後の減額ということになっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

この沖縄県離島活性化推進事業、年度内に着手ができなかったということで、もし可能であれば、どういう取組をしようとしたができなかったか、その経緯をお聞かせください。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

おはようございます。本日も一日よろしくお願いします。

この離島活性化交付金については、座間味港のターミナルから青のゆくる館までの屋根付き歩道を設置する予定としておりましたが、内閣府といろいろ補助金事業実施に当たって調整ができませんでしたので、今回減額となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

最後になります。屋根付き歩道の事業を700万円ということですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらは事業実施に当たって設計委託を予定しておりました。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

次に行きます。11ページの14款県支出金、3項の県委託金です。漁港管理委託金とありますが、これはどちらの港を指しますか、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

おはようございます。今日一日よろしくお願いします。

漁港管理委託費ですけれども、漁港は阿嘉港となっております。ほかの港は港湾ですので該当するのは阿嘉港が漁港というふうになっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。その下ですね。15款の財産収入についてちょっと伺います。財産収入の中の土地の敷地料で、郵便局のほうから1万6,000円計上されています。合計のほうを見ると20万円とありますが、この20万円は郵便局敷地料の年間の土地の敷地料になりますか。また、これは阿嘉の郵便局なのか、座間味の郵便局なのか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今回の計上に関しては、阿嘉郵便局の土地使用料となっております。この1万6,000円は阿嘉郵便局の使用料で、その他、派出所だったり、あと山のほうの携帯電話の鉄塔の土地代が財産収入の内訳となって

おります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この阿嘉郵便局の敷地利用料1万6,000円は、これは年間の金額になりますか。阿嘉の郵便局の土地は、恐らく阿嘉区の土地だと思います。であるならば村に入るのではなくて阿嘉区のほうに入るんだと思いますが、かなり前の昭和47年5月に、その土地の使用について郵便局と賃貸借契約が結ばれております。ただ当時の村長が田中 登さんということで、多分それ以降、恐らく何も手をつけられないまま現在に至っていると思います。今後、阿嘉区もちゃんと自分たちの区の財政を確保するためにも協議が必要になってくるとは思います、年間の金額がこれなのか、阿嘉区との今後の協議について検討可能か伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まずこの金額につきましては、年間の金額となっております。今御指摘があったように、その当時の契約内容を私たちのほうも確認していませんので、これは後で資料を御提供いただき、今後、執行部も一旦村長のほうにしっかり報告しながら、その後に区との協議ができたらと考えております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ちょっとこれは確認ですが、今のところの下です。16款の寄附金、企業版ふるさと納税寄附金というのがありますが、本来の一般のふるさと納税者は、検討していないという形になりますか、それとも時期がずれていて計上されていないのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

一般のふるさと納税に関しては予算化してまして、今回の補正する理由がないということで補正予算には計上しておりません。今回、企業版に関しては、企業から10万円の寄附がありましたので、その分を歳入として設けさせてもらっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。そのままその下です。財政調整基金について伺います。財政調整基金1億623万8,000円となっておりますが、これはちなみに残りの残額というのはお伺いしてもよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今回、取崩しが1億600万円ですので、残高としては、おおよそ4億円強が残高となります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。再質疑に行ってもいいですか。では13ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費の中の8旅費の中の職員研修、これは約100万円ほどマイナスになっていますが、多分、今年度に入ってから去年もですけれども、職員の育成が大事だよねという話を再三してきていると思います。その中でそういう研修とかに行ってもらって、いろいろ学んでもらったものを本村の中で生かしていこうと、そういう話をしてきたと思いますが、なぜ100万円も使われないままマイナスになっているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今年度は、当初予算では多く計上させてもらっています。その中で市町村職員研修センターとの研修の派遣の申込みをしていたんですが、やはり全市町村対象ですので、なかなか受講させたい研修に受講者が決定されなかったということもあり、また、台風等でその講習がなかったということで、結構多くの職員がその研修に行けなかったのもので、その分減額させてもらっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ぜひまた次年度予算化して、できるだけ執行のほうをよろしくお願いします。

続きまして14ページに移りたいと思います。14ページの2款総務費、1項総務管理費、3目企画費、これの中の座間味村公式Webスマホ・タブレット・PC統一について説明がありますが、これの詳細を教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

昨年度もいろいろありましたが、WEBとスマホの一体化にしようということで別に予算を計上していたんですが、今その予算を計上したのがちょっと不要ということで、今回減額させてもらっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

私もずっと一般質問のほうで、ホームページのリニューアルが必要じゃないかという提案をしてきました。今の説明だとWEBとスマホの一体化をすることが不要とおっしゃいましたが、その不要というのはやる必要がないという意味の不要ですか、それとも、ただ今回は時期的に見送りになったのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

ちょっと言葉の修正をさせていただきます。不要ではなくて業者と打合せをした結果、全部は対応できないということで、今回一般質問の答弁でも御説明させていただきますが、次年度のことも踏まえて、今回減額させてもらっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ちょっと戻るんですが、13ページの総務管理費の特別職の給料に関して、マイナスの15万円が上がっていますが、この前の議案第53号が決まっていないのに、このまま進行するとどうなるのか、ちょっと教えていただきたいです。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

マイナスですので、議案が通る通らないは別ですね。当然、減額とするのかしないのか、採決が出てくると思います。それより多くなるのかとかいろいろ話もあるかもしれませんが、基本的には予算が執行可能と思いますので、この辺は御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

続きまして19ページ、清掃費、委託料で一般ごみ焼却委託（本島）というふうに160万円も増額ということですが、これに関して説明をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

当初、過去3年平均で計上しておりまして、少ない金額となっていましたので、また単価のほうも徐々に増額となっております。今年度4月から10月までの実績と11月から3月までの見込みを算出しまして、足りない見込みですので、その分増額させていただきました。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

続きまして19ページ、農林水産費の項目は林業振興費で、工事請負費で座間味村森林体験交流施設改修工事費と出ていますが、これを詳しく教えていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

本日もよろしくお願いします。

この座間味村森林体験交流施設というのは、古座間味にデッキがあるんですが、その改修の件です。現在、行って細かく見ると分かると思うんですが、かなり腐れていたり、くぎが抜けていたり、安全面の確保が今後できていかない可能性があるということで、早めに全面改修ですね。デッキを全て取り除いて、周りの転落防止柵、横の階段、スロープというか建屋からデッキまでのスロープ、その部分も全て材料の取替えを行います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

デッキの張り替えということで理解していますけれども、建屋に関してはその後どういうふうにするか。あそこもかなり老朽化していると思います。その計画があるかどうかお聞かせください。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今まであの部分については、国有保安林にかかっているということで、なかなか手がつけられない状況でしたが、今現在進行中でありますが貸付けの協議が整っております。このデッキに関しても貸付けの協議が整ったために、こういう改修工事ができることになりました。後ろの建屋に関しては、建て替えの必要性があるので、建て替えについては保安林の許可は取れなくて、貸付けができないので保安林にかからないように造ってくださいということになります。今の建屋の半分ぐらいが保安林にかかっていますので、半分後ろに寄せて改修すれば、保安林なく改修はできるんですが、建屋の後ろの駐車場側に半分いけば、保安林から外れることになります。この林業事務所と森林管理署からは、建て替えするに当たっては、その部分を外して改修してくださいと。これには何ら問題ありませんという許可を得ておりますが、我々も改修が必要という認識はあるんですが、その計画については、今後詰めて検討していくということになります。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

3 回目ですみません。この建屋に関しては、実際、古座間味は観光立村として一番お客さんが喜んで泳がれる場所であって、またライフセーバーも常に常備して、とてもよいと思いますが、何しろトイレ問題もいろいろ住民からも、あと観光客からもお聞きます。そういう意味でもいつ頃建て替えが可能か、何年度にというのが分かれば教えていただきたいんですが。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

何年度というのはまだ決まっておりませんので、その何年度というのはお話できないんですが、必要性はとても感じております。全面の駐車場、道路とバス停含め、そこを改修するのは村の発展のためには大変好ましいことだと思いますので、我々も担当課としてはそこがぜひ改修できるような計画等を進めていけるように、いろんな村の単独の事業ではできませんので、金額も大きいので、どういう補助メニューがあるか補助金を活用した改修ができるのか、そこについて年度は今申し上げられませんが、検討はしていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの産業振興課長の補足になりますが、常に又吉議員からおっしゃっていたことを産業振興課長から聞いております。今申し上げましたとおり、有利な補助メニューを探しておりまして、見つかり次第、保安林を除いた場所に建て替えができないかというのは前向きに検討しておりますので、御承知おきください。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

今のところのデッキの改修工事ということで予算が通れば、設計もこれからになると思うんですが、今はバリアフリーではないので、ぜひ車椅子の方々も海の近くまで行けるような感じで検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

実はもう設計は終わってしまして、先ほども申し上げましたとおり、保安林の貸付けの部分になるんですが、デッキの部分が今の形から変えることができないので、その形でしか許可が下ろせないということでしたので、全く今の形のまましか造り替えができない。ただ安全面で少し問題があるので安全面を配慮した形にはしますが、清志議員が言われているように、その部分については全部保安林にかかっていますので、幅を広げても長さを変えるというのがちょっとできない状況であります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

少し戻ります。14ページの4目総合センター費、Wi-Fi整備工事とありますが、詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これは総合センター費に含まれていますが、これは歴史文化センターのWi-Fi工事です。工事費の残で減額させてもらっています。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。そのまま15ページの2款総務費の20目緊急防災・減災事業基金とあります。この目的というか経緯を伺います。何のためかお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この緊急防災・減災事業基金ということで、基金への積立金ですね。沖縄県の消防通信指令センターがあります。そこの事業費の負担金を一旦起債で借入れして、積立てをして、そこから負担金として払うような仕組みになっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

各区とか今後の自主防災組織づくりのためのお金ではないということですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この事業に関しては、沖縄県の消防指令センターの負担金ですね。例えば119番をやったときに、市町村全部の受付を一括でやっていますので、そちらへの負担金です。そのシステム改修があるので、一旦私たち村として起債で借入れをして基金に積立てて、その事業が終わった後に負担金としてこれをまた取崩して消防指令センターに予算を支払う形になっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。次に16ページ、3款民生費の1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費、18番負担金、補助及び交付金で、村社会福祉協議会への減が280万円とちょっと大きいと思いますが、その詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

職員が1名減になりましたので、その人件費の分を今回マイナス補正させていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。そのままその下の2目の老人福祉費、ハイサイプランの在宅介護予防事業の配食がマイナス22万円となっていますが、これは利用人数が減ったためなのか、ちょっと確認をしたいのでお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

利用人数も少し減ってはいますが、委託料が確定しましたので残額分を減額させていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。その下、給料のほうです。5目の後期高齢者医療費、2節の給料、16ページの一番下です。こちら先ほどの社会福祉協議会のマイナス280万円に伴う退職者のマイナスということで認識していいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これは減ではなくて、人事異動等に伴う減額となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

20ページに行きます。全協でもお聞きしたんですが、7款商工費の下の方の16節、阿真キャンプ場用地購入費とありますが、これはどこでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今、阿真キャンプ場用地として賃貸借している土地になりますが、交流センターの前にあるテニスコートの後ろ側になります。交流センターの横になります。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この目的は何に使うか教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

基本的にはキャンプ場については、いろんな方からの土地を賃借している状況にあつて、今後、購入できるのであれば随時購入していきたいと考えております。また用地としてはキャンプ場ですので、キャンプ場用地として使用していきたいと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

5 番 中村秀克議員。

○ 5 番（中村秀克議員）

21 ページ、真ん中の1 目住宅管理費で慶留間第1 団地の改修工事ですが、これは9 月の補正でも委託費を含めて1, 600 万円ぐらい組まれています。これは関連した追加補正なんですか、伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

そのとおりでございます。

○ 議長（宮平喜文）

5 番 中村秀克議員。

○ 5 番（中村秀克議員）

分かりました。これは一般質問で上げていますので、一般質問で詳しく聞きたいと思います。

続けて19 ページ、一番上から2 番目、阿嘉クリーンセンターのコンクリ打設、これはクリーンセンターのどこの場所をコンクリ打ちするのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

クリーンセンター入り口を入りまして、右手側の廃棄物を置いている場所になります。

○ 議長（宮平喜文）

5 番 中村秀克議員。

○ 5 番（中村秀克議員）

ちょうど上り口の傾斜になっているところですね。それとはまた別ですけども、今年に大雨があったときにクリーンセンターが浸水しましたよね。現場の担当に聞いたんですけども、その浸水に対する原因となっている排水溝の詰まりが直されていないと。また大雨が降ったら浸水する可能性があるんじゃないかなということですが、あの浸水から対策は打たれているんですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

9 月補正で排水溝の清掃のほうを補正させていただいたんですが、そちらは清掃作業も終わっておりまして、あと今回のコンクリート打設の部分、そちらの土砂が流入していることも原因ではないかということで、

今回補正させていただいたんですが、クリーンセンターの職員がどんな理由でそんなお話をしているのか確認したいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

それに関連してなのか、上り口の右側の側溝の改修は業者が来てやったらいいんですけども、この現場の方と肝心な浸水の元となった、見て分かるんですけども、あそこは全然触っていないということなので、担当含め現場で詳しく現場調査してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これは防災費だと思うんですけども、9月だったかちょっと覚えていないんですけども、前の補正だったか今調べたら分かるんですけども、防災士の試験を受けるために予算が組まれていました。実際、防災士の試験は定員がいっぱいということもあり、応募者がいなかったのかよく分からないんですけども、実際受けていないということをお聞きしました。これについてマイナス補正で今回上がっていないんですけども、その経緯をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

年度末までには調整したいと思いますが、年明けてからも一旦公募もあって、それも既にいっぱいになっております。それがまたほかにもないか模索中ですので、今の時点では減額できないということになっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

21ページをお願いします。8款土木費、4項港湾費、2目港湾建設費の屋根付き歩道整備事業実施設計業務とあります。これについての詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

西田議員から歳入の部分でもありました、一括交付金で座間味港の離島活性化交付金のほうで行う予定としていました、座間味港からゆくる館までの屋根付き歩道が内閣府と調整ができませんでしたので、今回減額とさせていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この事業は今後も検討されていく予定ですか、伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

内閣府との話合いがうまくいけば実施する予定ではあります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

すみません。3回目ですが、ここは横断歩道から渡ってゆくる館まで港の船を下りてから歩いて行く途中の道ですけれども、下に水道管やらもろもろ入っていたりしませんか。また高潮のときに、あそこは道路が冠水するという話ですが、上物を先に造ってしまった後に、この道路の手直しが必要という懸念が出てきた場合、またこの上物を壊すというおそれがあるんですが、その辺の協議とかどういう形で話合いが進んで、なぜ国はノーを出したのか、その理由もお聞かせください。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

まず今港湾の陥没とかしている部分に関しましては、沖縄県の港湾課の事業のほうで今年度調査が入っております。港とターミナルのほうも調査が入っています。この屋根付き歩道に関しましては、そちらも含めて実施設計で調査する予定としておりました。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ちょっと今の関連で、恐らく駐車場のほうからも屋根付き歩道の設計になると思うんですけれども、駐車場が狭くなるという懸念はないですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

以前、清志議員からもありますように、今現在、線を引いてこちら側が歩道だよということで対応させていただいていますので、駐車場側にかぶるというよりは道路側に出すイメージで考えております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

21ページの消防費のほうですけれども、消防・救急車の修繕というのはどちらの消防のほうですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これは座間味の消防車となっております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

消防車について、定期的な点検はどういう形でなされているのか。整備工場任せなのか、それとも村のほうで定期的に点検をなされているのか、その辺をちょっとお聞きしたいですけれども。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

消防車の費用に関しては、こちらのほうで対応させてもらっていますが、基本的には消防車が動くか動かないとか、そういった点検等に関しては、消防団のほうに委ねていますので、私のほうからこうやっている、ああやっているという細かい詳細のことは答えられないかなと思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

それについて、救急車もこの前、バッテリーが上がっているんですけども、それについてもこれが本当に緊急出動できるのかなと思ったところがあったんですよ。それで向こうのほうも緊急出動が今出たらちょっとやばいですよねと言われたんですけども、私が緊急で出てやったんですけども、そういう点検というのはものすごく大事だと思うんですけども、それについての指導というのは、今後そのまま知らんぷりでいいんですかと思うんですけども、それについてお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

消防車や救急車に関しましては、消防団のほうにお願いをしていて、指導とかではなくて、しっかりと消防団のほうで対応できるような環境づくりは、村も一緒に行っていきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは徹底して点検してください。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今の座間味の消防ということで、具体的に何を直したのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

消防車に関しては、充電があるんですけども、バッテリーが常時上がるものですから、それが今おかしいですので、自動でやるやつです。その修繕となっております。追加でもう一つ、座間味の救急車のほうのエアコンも壊れていますので、それも一緒にです。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

22ページをお願いします。10款教育費の1項教育総務費、3目のへき地教員宿舍の整備費とあります。

修繕費に270万円ですか。これの詳細を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

今日もよろしくお願いします。

この修繕費に関しましては、慶留間教員宿舎の費用となっております。次年度に入学生が増えるので、教員が2名増えるということで4月からすぐに入れるようにということで補正を組んでおります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

そのための270万円の内訳ですね。先生が増えることはいいと思います。ただ、それに伴いなぜ270万円が何にかかるのかを教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

教員宿舎を修繕するのが2部屋を予定しております。2部屋の修繕と慶留間の教員宿舎に、今現在女性の先生が入っているドアの取替えが2件ありまして、これも慶留間の宿舎ですが、水漏れが発生しているということで、個人メーターは動いていないのですが、全体の送る側のメーターのほうが少しずつ回っているということで、どこかで漏れているということが発覚しました。その修繕についてまとめたものとなっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

教育費のほうに行きます。前回、全協でもお聞きしたのですがけれども、小学校、中学校とも選手派遣費がかなりマイナスということで、当初予算よりマイナスになっております。この詳細をお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

選手派遣費のマイナス補正ですが、まず事業が全部終わったものの残となっております。この事業としましては、一括交付金で事業を行っているものでマイナスとなっております。マイナスになった要因としましては、子供たちの参加ができなかったとか、船が出なかったとかということで事業に参加できなかったというものの減となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今年度から一括交付金の派遣費ということで出ていると思います。それについて、まだよく浸透されていないのかなと思う父兄からのお話もあります。ぜひ今後、一括交付金がどのように使われて、どの負担があるのかということを、もう一度、父兄のほうに御説明していただけたらいいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

25ページの一番最後です。2項公営企業費に航路特別会計繰出金で7,882万8,000円あります。この詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

後から航路事業会計でも出てくるんですが、去る9月、10月と高速船に不具合がありました。それで航路事業会計のほうが減収見込みとなりますので、そちらへの繰出金となっております。

○ 議長（宮平喜文）

よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 令和6年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第54号 令和6年度座間味村一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第55号 令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第55号 令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第56号 令和6年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 令和6年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第56号 令和6年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第57号 令和6年度座間味船舶事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 垣花太郎議員。

○ 3番(垣花太郎議員)

支出のほうの3番です。300万円減になっていますけれども、その内訳をお願いします。

○ 議長(宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長(松田 力)

これは運航費用の人件費等の見直しを行って、あとの会計年度任用職員等の3月までを見込んで減額させていただいております。

○ 議長(宮平喜文)

3番 垣花太郎議員。

○ 3番(垣花太郎議員)

ちょうど一人分ぐらいの報酬になるんですけれども、職員が足りなかったとかそういうことでもなくて。

○ 議長(宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長(松田 力)

今、みつしまの船員も増えましたけれども、それを見込んで1回補正をさせていただいていますが、そういったトータルを勘案して手当のほうも減額させてもらっております。

○ 議長(宮平喜文)

3番 垣花太郎議員。

○ 3番(垣花太郎議員)

それと話はちょっと変わりますが、今年1人、又吉さんが退職されましたよね。その人の代わりに

1人入れましたか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

名前は差し控えさせていただきたいんですが、前年度、退職者が出た後には採用はしておりません。その理由としましては、船員の条例定数が22名ですね。前回の3月までは23名おりましたので、今現行の22名に戻っているところであります。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

それについて職員のフショウは何もないですか。例えば有給とかそういうのが取れないとか、ローテーションが取れないとか、そういうことはお聞きになっていないですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

現場のほうからはそういう話も来ております。今ちょっと増員できるか、船員の条例定数の22名のところを23名にできないか検討しているところではあります。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひ1人を増やしてちゃんとローテーションを取れるような。私がちょっと耳にしたんですけれども、ローテーションが全然組めないとそういう話もお聞きしていますので、ぜひその辺を検討して1人増やすような形でお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

同じ3ページの燃料費、これが2,741万5,000円増になっているのと、あと修繕費ですね。それぞれ詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

燃料費に関しましては、高速船が運休になったんですが、その分フェリーを走らせてフェリーの燃料費が上がっております。あと燃料単価のほうもフェリーの重油のほうで去年と大分差がありますので、その分を勘案して今回2,700万円ほどの補正をさせていただいております。修繕費に関しましては、クイーンさまのバリアフリートイレが詰まる傾向にありましたので、ポンプの入替えと配管の修繕を今回のドックで

行っているところであります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

クイーンのパリアフリートイレのポンプの詰まりということで、まだ3年目の高速船であります、これは村の持ち出しになりますか、それとも造船会社の保証内に収まりますか、伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらは3年目になっておりますので、村の持ち出しとなります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

6ページの（2）一般会計補助金については、次のとおり充当したとありますが、詳しい説明をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

すみません。お待たせいたしました。6ページの充当したとありますが、まず上の段、資本費繰入収益ということで、こちらはフェリークイーンの減価償却費となっております。下段に行きまして、課税仕入額に関しては、船舶の運行に関する修繕費だったり、消耗品だったりというところに充てております。営業費の課税仕入以外の額ということで、こちらは主に人件費等に充てている形になります。細かい数字については、後ほど資料をお渡ししたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今の説明でちょっと疑問が出てきますが、課税仕入のところですね。一般会計補助金、先ほどの繰入金ということですね。その額とこちらで整合性が取れないのと、あと、できればこの後に配る予定という細かい内訳をいただければと思いますが。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今回の7, 800万円ほどの繰入金ですが、これは今回の補正予算での額になりまして、今こちらの6ページにある額は、今までの積上額となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その細かいのは今はいただけないですよ。難しいですよ。後で資料をくださいと言ってしまうと、この議案はそのまま採決に行ってしまうので、その間に見ないと。何と言うか、この補正予算なんですけれども、この資料だとなかなか読み解けない部分が多くありまして、それを分からぬまま何となく進めていっていいものなのかというのも正直ありますので、できればその資料をもらって納得してから進めていかないと、今後、実際に企業会計で進めていく上に当たって、なかなか詳しい審議がなされない懸念が生まれますので、できれば資料のほうをいただきたいんですが、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今ちょっと確認しましたところ、6月議会からの補正予算で上げてきた数字を全部積み上げていかないといけないので、今すぐに出すというのが厳しい状況にあります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この営業外収益、項目の下ですね。一般会計繰入金、その隣に金額で1億3,130万円とあります。その内訳が課税仕入と課税外仕入。ともに一般会計から繰入れで出しているお金で支払うものに支払っていますよという認識でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

西田議員の言うとおりとなります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

企業会計で行う以上、マイナスはマイナスですとしっかり見せていかないといけないと思います。11月号の広報があります。こちらにほうに令和5年度の決算資料というのが公表されていて、左側のページにそれぞれの一般会計から特別会計、その内訳、国民健康から今の後期高齢、航路、簡易水道、下水道とあります。どれを見ても黒字での報告になっています。令和5年度のほうは黒字だったかもしれません。今後、令和6年度と進めていく中で、企業会計で考えるならば、一般会計からももちろん入れて黒字に見せているのであれば、それをちゃんと載せるべきだと思います。でなければ航路会計だけの収益で高速船も故障して走らない。収益がマイナスになっています。それを一般会計から補填します。一般会計で本来使うべき予算があったかもしれない。そこが削られて移動したかもしれない。本当に座間味村の行政、お金の運営をしっかりとやっていくのであれば、そういう決算のところはお金がどういうふうに動いてやっていますよ。蓋を開

けたら実はここは補填しないと赤字ですよというのは伝えていかないといけないと思います。その辺はどう考えるか、ちょっと伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

公営企業に限らず、一般会計以外に国民健康保険、後期高齢者医療、ほかの公営企業会計、全部特別会計として設けさせてもらっています。基本的に公営企業会計以外のものに関して、やはり国民健康保険、後期高齢者医療がありますけれども、その中でもやはり親の一般会計から法定内繰入金、法定外繰入金とありますので、その保険事業やそういった医療関係に関して、きちんと一般会計で補填して赤字を出さない運営を保つという義務がありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。今の公営企業会計に関しては、恐らく今は当然、公営企業会計に関しても、やはり簡易水道も含めてなんですが、本来でしたら望ましいのは自主財源で運行する。それが一番望ましいところではあります。やはりそういった運行収入等が激減したり、水道料金に関しても減ったり増えたり、そういった事情が出てくる中で、やはりその辺は一般会計でも支援しないといけない部分が出てくると思います。恐らく今、吉之介議員がおっしゃりたいのは、表現の仕方だと思いますので、この辺は公営企業会計になったとしても、今言うように公営企業としての在り方を村全体で考えながら、今おっしゃったように一般会計からの繰入金としてどういうふうに説明するのか。例えば一般会計からの貸付金として借りているという表現にできるのか、私のほうも細かく勉強していないので、要は吉之介議員がおっしゃったように、経営的に保つために、繰入金とか補助金ではなく、そういった貸付金とか会計上、お金を借りているよというふうに見せるということでしたら、そういったような文言等がつくれるのか、うちの公営企業は今年から開始していますので、この辺は勉強させていただいて、また御報告させていただけたらと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

答弁ありがとうございます。私も全然補填をするなというわけではなくて、ただ本質を見ていかないといけないというところで、お金を一般会計の大きな財布から航路事業に回しましたよというのは伝えるべきだと思います。この資料にも載っていますけれども、座間味村は地方交付税等の依存財源に頼った厳しい財政運営と毎年のように出ています。これをどうにか自主財源を増やしていく方法、事業税で収益を上げたりとか、実際自分たちで稼ぐ力をつけていかないと、依存財源で、あれも壊れた、これも壊れた、直してくれと言われたときに、お金がないですと終わらせてしまうのか。そういうことも考えると、今こういうところでしっかり黒字に見えるけれども実は大変なんですよというのは、情報として地域住民の方にも渡すべきだと思います。じゃないとみんな座間味村は黒字でもうかっているから大丈夫よと。船でもうかっているから大丈夫よとしかみんな思っていないんですよ。実際はそうではないと。そういうところをしっかりと伝えていながら島の主の事業でやるのを育てつつ、ほかにも自分たちの財源で座間味村の運営ができるように進めていく。どこにお金を使ったほうがいいのかという議論をどんどん繰り広げていかないと、何でもかんで

も交付金頼りの村の運営というのは、今後ますます厳しくなっていくものだと思いますので、ぜひその辺は検討していただいて、そういう細かい内訳、誰が見ても分かるようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

御意見ありがとうございました。公開計になりましたら、中間報告というのをホームページで知らせる必要がございます。その中で今おっしゃったものも盛り込みながら公表していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第4号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第57号 令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10。議案第58号 令和6年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

1ページをお願いします。1ページの第2条、第1款、収入のほうで補正も組まれて、合計が1億5,935万円とあります。その下の支出ですね。補正で434万円組まれて、合計が1億6,033万2,000円と、ちょっと支出のほうが多くなっているんですが、その要因を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

4ページを御覧いただけますか。この収入の部分については、消費税の還付金が100万6,000円入ってくる。その下のほうに支出があります。その支出の内訳の中の部分が先ほどの部分に入ってくると思うのですが、そこの説明をさせていただきます。まず1、原水及び浄水費の中の受水費の増ですね。31万1,000円、これは阿嘉の浄水場は企業局から水を買っているんですが、10月から水の値上がりがありまして、その分の支払いが滞るということで31万1,000円補正をいたしました。その下の燃料費は燃料費の高騰による、3月まで燃料がちょっともたない可能性があるということで4万4,000円補正をし

ております。その下の227万6,000円の光熱費につきましては、電気料となります。全協のときに文江議員のほうから、こんなに値上げがあるのかとお話があったんですが、11月までの電気料金は、去年度が612万8,500円でしたが、今現在、令和6年度は740万円の電気料がかかっておりまして、今後3か月の電気料を均等割りしていくと、これにプラスです。足りなくなったら困るので余力を持っております。きちきちの電気料というものではなくて、ある程度余力を持って支払いができるように補正を組んでいるということです。その下の手数料11万円、これは海淡の産業廃棄物の処分料、海淡の施設を改修したんですが、RO膜というものを改修したんですが、それを処分するのに11万円かかるということで計上させていただいております。その下の74万9,000円につきましては、浄水場の送水ポンプが故障しています。浄水場自体は2つポンプがあって、それを別々に運転するんですが、1個が壊れても1個が持つように。ただ、今1個が故障していて1個しか稼働していない状況です。これが稼働できなければ水の供給ができなくなりますので、あと3か月で広域化になりはするんですが、この間に故障したら大変なことになりますので、74万9,000円計上させていただいております。その下の薬品費は薬品の高騰による37万9,000円の補正です。その下の手数料については、手数料を見込んでいるものに不足が生じるという予想があるために1万5,000円補正を組みました。あと企業債利息47万8,000円を組んでいるんですが、これも支払いの利息が少し増になっておりまして、これに不足が生じるということで47万8,000円補正しております。このうちの合計が、上のほうに來ている補正の支出の部分に当たるということになります。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。なかなか厳しい運営状況だと思いますが、引き続きよろしくお願いします。

6ページの全協で伺いました、配水施設費。配水管工事かな、阿佐の工事ができなかったということですが、これはもちろん次年度組み直しという形で認識してよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今の配水管工事のマイナス500万円ですね。これは村の単費の部分でして、その前に国庫の配水管工事を今回、全部阿佐集落でやる予定でしたが、材料の物価高騰により全部できなかったということで、それに伴って村でやる分が減ったということのマイナスでございます。次年度以降に関しては、阿佐集落の全部と阿真集落、あと残っているのが阿嘉から空港までの送水管が残っておりますので、優先的には集落内が終わってということで、次年度は阿佐集落と阿真集落を実施する予定であります。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和6年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第58号 令和6年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第59号 令和6年度座間味村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

こちらをお願い事にはなりますが、11ページの一般会計補助金については、次のとおり充当したとあります。やはり上水・下水ともに一般会計からの補填がないとどうしても赤字になってしまうと。赤字ならば、それがしっかり分かる形で公表をお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

上水道に関しては、次年度、公域化になる予定であります。現在、維持管理費に2,800万円、座間味島だけでかかっておりました。ざっと計算したところ、700～800万円は取水費と管理費が入るんですが、それでいけば800万円ぐらいは改善するのかなという見込みは持っておりますが、それでも一般からの繰入れがなければ今の水道料金、下水道料金の体系であれば繰入れが必要になってきます。ですので西田議員から言われたように、会計上これぐらいの赤字ですよということが公表できるのであれば、会計上、何らかの形で公表できるようにしていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

西田議員の御意見、本当にありがたいと思います。というのは国民健康保険、それから上下水道、船舶は今回赤字だったんですけれども、たくさんのお金を一般会計から繰入れしています。運営できない状況ではあるんですけれども、実際、村民の方に本来であれば総務課長が申しましたように自主財源で行うところなんです。どうしても無理であれば料金の値上げ、税の値上げが伴ってくると思うんです。そのときに御理解いただける材料としても、今おっしゃったような一般会計からこれだけの繰入れがあるということを知っていただくのはとても大事だと思いますので、ぜひ実行していきたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 令和6年度座間味村下水道事業会計補正予算（第3号）について採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第59号 令和6年度座間味村下水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

日程第12. 議案第60号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

午後もよろしくお願ひします。

実施するのはいつから始まるんでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これは令和6年人事院勧告に基づく給与の見直しになりますので、令和6年4月1日に遡って支給となります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

そうすると、実質職員の給料が上がることは全然いいんですけども、幾らぐらい全体的に増えるのか分かりますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今年の4月1日から基本給が基本的に上がりますので、まず基本給の差額、それから基本給にかける手当で等も変わってきますので、今概算で計算しますと約3,000万円ぐらいを見込んでいます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

令和6年4月1日に遡ってということで、その間に退職された方にも支払い等は行われますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

そのとおりでございます。

○ 議長（宮平喜文）

よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第60号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第61号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほどの質問と同じで、同じように令和6年度の4月からですか。それと総額は幾らぐらいになるのか教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず基本的に会計年度任用職員に関しましても、令和6年4月1日からでございます。金額につきましては、すみません。先ほど申し上げた3,000万円程度の中に会計年度任用職員も含めた額の総額で3,000万円というふうに説明させていただきました。

あと1点付け加えですけれども、給与の改定もそうですが、賞与の率の改定も入っております。基本的に今回の給与改定の内容といたしましては、まず若手職員の給与幅が大きく値上がりして、中間層から上の役職に関しては、最大で若い方でしたら2万円強の賃上げとなっております。賞与につきましては、期末勤勉手当がそれぞれ0.05か月分、6月と12月に反映されますので、これも今回通りましたら賞与も含めて1月の給与分で遡及してお支払いという形になります。補足でした。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第61号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

諮問第1号の説明をさせていただきます。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者について、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 座間味村字

氏 名 垣花 康雄

生年月日

令和6年12月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

推薦理由

現在、本村の社会福祉協議会会長として活躍中で、その他民生委員・児童委員等広く地域住民に密着しており、今後の活躍が期待できる。また、村民からの人望も厚く、守秘義務も守れる。

これが、推薦する理由である。

○ 議長（宮平喜文）

以上で提出議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、推薦することに決定いたしました。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

日程第15. 議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

午後もよろしくお願いします。

この条例ですけれども、全協でちょっとお伺いしましたことを聞きます。この減額率の根拠と期間の根拠のほうをまずお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

長い間、休憩させてしまって申し訳ありませんでした。村長のほうから私のほうで答えていいという許可をもらいましたので私のほうで答えさせていただきます。

この根拠ですけれども、実は特別職には職員のような懲戒審査会というものがございません。自ら村長の裁量で決めたものではございますが、根拠としては、職員の懲戒審査会、この場合、今回は管理監督責任ということです。戒告もしくは減給という形の職員であればそのような形になります。この5%を3か月、3%を3か月というのは、他市町村の例を見まして、この5%を3か月、副村長は3%を3か月ということで決めさせていただきました。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

審査会がなく自分たちの判断で行ったということですから、何と申しますか、他市町村の例を参考にするのは、それはそれで参考にさせていただいていいと思うんですけれども、本来問われるのは、その責任を下に自分たちでまずこれぐらいだよというのがある、ほかの市町村を参考にしたのか、それとも探す上

でほかの市町村の参考にした金額をそのまま当てはめたのか、どちらが先か教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

沖縄県その他市町村のものを先に調べたんですけれども、あまり例がなく金銭に関わるものに関しては、ほかの市町村もたくさん出てくるんですけれども、監督責任に関しては出てこなくて、村長の裁量でこれぐらいではないかなということで決めさせていただきました。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今回の運送の安全確保に関する命令で計46点、かなり重たいと思います。これ以外にもそれぞれがどういうものかというのを調べてみましたけれども、本当に座間味村は首の皮一枚でつながっている状況です。次に何か不祥事が起きた場合には、みつしま航路事業は停止というところまでできています。5月13日に事故が起きて、実際に運行再開まで10月28日、その間の168日間、約6か月ですね。それに対して自分たちでこれぐらいじゃないかというのは、金額は置いておいて、最低でも村民の皆様に御迷惑をかけた6か月間は見るべきではないかなと。というのも3か月の期間の減給、それも村長が100分の5、副村長が100分の3。数字に直すと合計で15万円ということは、46点の違反に対して15万円の罰金で自分たちで払えば、これの責任は終わりましたというふうにしかな聞こえないというのと、6か月期間を自分たちで設定できなかった理由もちょっと伺いたいんですが、反省の色を見る上では、もう明らかに楽なほうに逃げたなとしか判断されない理由だと思います。というのも12月を乗り越して1月からの3か月ということで、賞与にも何の影響も出ないと。1月、2月、3月の3か月間、トータル15万円の減給を行うことで、みつしまの輸送の安全確保に関する命令に対する責任は取ったという認識でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

責任を取ったという認識というか、今回、安全確保に関する命令をいただいた後、もちろん職員とも話し合って、二度とこういうことが起こらないようにすることが責任だと思っております。6か月というふうにおっしゃっているんですけれども、懲戒の条例があるんですけれども、その中の規定に職員の場合は20%以内、6か月以内の期間において懲戒審査をするということがございます。私たちの中では何か月というよりも合計。例えば前回の場合、25%の3か月、副村長の場合20%の3か月という形で減給をさせていただいたことがあるんですけれども、それは合計で75%、合計で60%ということで、分割して減給していくのか、まとめて減給していくのかという形でやっただけで、長さではないと思っています。賞与の件なんですけれども、賞与の件に関しては賞与の減額はございません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

前回の恐らく横領事件に対しての減給のことをおっしゃっていると思いますけれども、それはそれで、これはこれで全く別物だと思います。そのときに20%、25%をやったから、これに対しては5%、3%でいいという理屈が全く理解できないんですが、どういうことですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

私はその期間ではなくて合計でというふうに申し上げております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

何か責任を取っているのか、形上減給しとけばいいよなというふうにししか見えないのと、本当に責任を取るのであれば、何で期間は3か月なんですかと言われたときに、普通に船は6か月止まっていた。なのに何で3か月なんですかと言われたときに、私は期間で考えていませんというふうにお答えする。実際にみつしまで本来、渡嘉敷経由、座間味経由で来るはずだった、座間味もしかりですね。渡嘉敷経由、阿嘉経由で来るはずだった皆さんに影響を与えた、それに対しての報いも私は期限ではありませんと。恐らく副村長が言っているのは、横領事件で発生した減給に対して25%やりましたと。それに対して本来の職員の審査会では20%以内、6か月以内と決められているものに対して、もう既に20%以上超えていますので、これ以上足すことはしませんというふうな認識でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

そうではございません。特別職に関しては、懲戒の条例に当てはまらないということを申し上げたかっただけです。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

当てはまらないから5%と3%で3か月ということではよろしいですか。恐らくこの問題は、結構尾を引くのかなとも思っています。というのも、それだけ監督責任がなかった。本来2名体制で運行しないといけなものを船長1名で運行。なぜそういう体制だったかという、当時の説明は、陸側に1人職員を置いて、その人がロープ取りをする。それで本来2名体制でやらないといけない法律をクリアできるという認識でしたという説明がありました。実際に新しいみつしまになって、陸でロープ取りをする職員は見たことがなかったです。実際そういう人の配置というのはやられていましたか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

新みつしまが4月から運行開始して事故があるまで、陸側でのロープ取りは行っていませんでした。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

そうなんですよね。やられていないんですよ。見たことないですから。だから事故が起きてこういう違反命令が下った後に雇用をして、今は2人体制でという形でやっていると思います。そういうのも勘案して、せめて6か月は船が止まっているんだから、うちらも6か月、それ相応に減給しましょうねというんだったら、まだ反省の色も監督不行き届きの部分のものも分かりますけれども、実際に船が止まっているのが6か月、新みつしまは動いていないにもかかわらず、我々は3か月しか責任を取りませんと。審査会もないので

本来職員だったら20%以内、6か月以内というところが私たちには当てはまりませんというのは、もう逃げているようにしか見えないんですが、どうして職員の規定である20%でMAXの6か月は責任を取りますというふうに言えないのか。2人でどういう相談してこの期間とパーセンテージになったのか。本当にそれでよろしいと思っているのか、再度伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

先ほど申し上げましたように、他市町村の例も勘案してこの期間とパーセンテージにしております。それが正しいかどうかというのは、西田議員の意見も考えなければいけないと思うのですが、例えば、補助金の申請によるものが、ほかの市町村では、村長、副村長10%、1か月とか、あと事務処理の不適切な管理監督責任が10%、5%、1か月とか、そういった例もございましたので、5%、3か月というふうにさせていただきました。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今までの話を聞いていて、すごく気になったのが、二度とこういうことが起こらないように自分たちは考えたとおっしゃっていますが、実際、二度とこういうことじゃなくて、最初からこの船を造る時点で、航路権を取る時点で、多分その話は乗務員が2名という話もあったと思うんですね。それはすごく重要な監督責任を、二度とこういうことがということで済ませているような気がします。私も航路権を取ったことがあるんですけども本当に大変なことで、この書類を海事事務所がやるのかなと思うんですけども、船を造る時点でどういう体制でやらないといけないというのは、当然、管理者として認識すべきことだと思います。本当に人身事故がなかっただけでよかったかなとは思いますが、これだけの罰金がある上で、もうちょっと責任というところを見ないと、村民はそれ以外にも、渡嘉敷から来るお客さんが来られないのでキャンセルとか、飲食店にしても宿泊施設にしても、マリレジャーの関係にしても、すごく損害を受けたと思うんです。そういうことも考えて、実際こういう状態で運行させたという責任はもっときちんと取るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この特別職の給与に関してもそうですが、一度、課長クラスを集め、当時の担当課長、担当職員を含めて審査会でその辺はしっかりと事故対策に向けた審査会のほうは行っております。それに伴い、この減額が出ておりますので、一概にも村長、副村長だけがというわけではなく、しっかり再発防止に向けた取組は庁内でも行っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。あと、罰金ってあったんですか。罰金とはまだなっていないと思いますので、今文江議員が罰金とおっしゃっていたので、罰金とかはまだそういった話はないので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

先ほど、1番 又吉文江議員から罰金という言葉がありましたので、その罰金の修正をしていただきたいと思います。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほど、私が言ってしまった罰金という言葉は、多分管理者の責任ということだと思います。訂正いたします。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

総務課長がおっしゃった、村長、副村長だけでなく、各課長たちも含め、こういうことが二度と起きないように気を引き締めているというふうにお話されていましたが、それはもちろんだと思います。副村長がお話した他市町村の事例というのは、全くこの案件には当てはまらないと思うんですが、であるならば、率先して座間味村はそういうふうに責任を取りましたよというのも示すチャンスではないかなとも思いますが、どうしてもそこがなかなか私は納得ができなくて、というのも私自信の説明責任も果たさないといけない中で、これだけの違反を起こして15万円で解決。損害を被った人たちへの補償は一切ない。考慮もしない。それで本当にいいのか、どうでしょう。本当にそれでよろしいのか、再度、副村長にお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

今回出させていただいた議案で進めさせていただきたく、再発防止に向け、今後こういった不手際がないように努めていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

総合事務局から来た運行安全確保に関する命令の中で、やっぱり運行管理人というのがとても大切だと思っています。責任もあると思います。そういうことで伺うんですけれども、フェリーとかクイーンとか、今回のみつしまとか、運行管理人はそれぞれ違うんですか、それとも同じなんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

運行管理者は、フェリーもクイーンもみつしまも一緒となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今後こういうことが起きないためにも、運行管理者という特別職みたいな感じだと思うんですけれども、そういう位置づけとか、そういうのはできないでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

確かに民間の船舶事業者は、船長上がりとかそういう方を運行管理者として雇っているところがあります。

しかし我々は村営でやっていますので、そこはちょっと厳しいのかなと思っておりますが、国の法律も変わ
りまして、来年からは国家試験制度になりますので、そちらをしっかりと実務と試験と両方をクリアしないと
運輸管理者になれませんので、そちらはしっかりと対応していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この議案ですね、12月の定例議会で今出ていますが、9月の定例議会に間に合わなかった理由は何かあ
りますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

総合事務局から命令をもらったのが8月の末でしたので、9月の議会には間に合いませんでした。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

再度ちょっと本会議でも伺いたいんですが、村長、副村長の責任のみになりますか。課長及びその職員の
責任は何か発生いたしますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

課長、それから担当のほうは懲戒の審査会に掛けて終わっております。責任は取っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その審査会を行って、どういう決断がされたのかお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

審査会の公表については、基本的にどこの自治体でもそうなんですが、個人が特定される場合は公表しな
くてもいいとありますので、この辺は大変申し訳ありませんが、特定されるおそれが非常に高いので、
審査会の結果等については公開できないということで御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

やはり輸送の安全確保に関する命令と、あと首の皮一枚でつながっている現状を全く重く見ていないと思
います。本当にそれは期間とか数字である程度責任の度合いを示せるものだと思います。それが実際にみつ

しま運休に伴い、被った損害を抱える事業者には全く補償はなしにもかかわらず、自分たちは3か月、合計15万円の金額を減給することで責任を取ると。あまりにも私は村民に対して、その説明ができません。この議案を通してしまった後に、「15万円で終わりか」と言われたときに、私はその説明ができませんので、この議案は反対いたします。

○ 議長（宮平喜文）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

異議がありますので起立によって採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって議案第53号 特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

午後からということで、ちょっとリズムが狂ってしまって半分忘れました。私の質問を待っている方がいますので正確に答えてください。

最初に阿嘉港の不法投棄についてです。前回、不法投棄の件で話をされたということですが、その辺について質問をしたいんですけれども、それで不法投棄された方との誓約書は取れたのでしょうか。その誓約書についてお伺いしたいんですけれども、その方との誓約書は取れたんですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

念書をいただいております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

そんなに変わらないと思うんですけれども、その期日項目のほうは、できればその方と何項目で約束されたかという公表はできないですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

閲覧はできますけれども、これをコピーして手渡すことはできません。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

この方と何項目で約束されたのか、その上で何行でやられたか、その辺を読んでいただけますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

これは本村に出された念書ではありませんので、沖縄県に提出された念書となっておりますので、私がここで何項目ということはお答えすることはできません。ただ、6行にわたって提出されております。

○ 議長（宮平喜文）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

ですから、この6行を読んでいただきたいということで質問したんですけれども。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

ですから、これは沖縄県に提出されている念書ですので、我々がこれを読み上げることはできません。ただ、後で閲覧することは可能ですよということです。

○ 議長（宮平喜文）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

それを役職の方と誓約書を書いたと思うんですけれども、それを誰々がその方とどういう形で相談したのか。その方たちの役職といいますか、座間味村から誰が出て、県から誰が出たという形でもいいですから、ちょっと教えてもらえますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

実は10月16日の午後5時から南部農林土木事務所会議室で面談しております。参加者は、沖縄県南部農林土木所長、そして漁港漁場課副参事、そして南部農林土木事務所漁港漁場課班長、班員3名、そして村より総務課長と私、計8名で面談を行っております。

○ 議長（宮平喜文）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

口頭では言えないんですか。例えば、いつまでに向こうの廃車を片づける。その約束事という話ではできないですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

所有者からは、年内までには撤去することを約束しますという内容で、念書が南部農林土木事務所に提出をされております。

○ 議長（宮平喜文）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

それで片付けますとありますけれども、片づけなかった場合の条件も何か入れていますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

現段階では、そこまで踏み込んだ話合いはされておりません。取りあえず本人から年内には片付けますよという念書をいただいているということです。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですけれども、当日この話合いが終わった後、漁港漁場課の副参事から私のほうに電話がございました。今は県のほうで対応するという形になっておりますので、年内になかなか片づかなければ、また副参事のほうから県のほうで対応して何かの処置をするということで伺っております。

○ 議長（宮平喜文）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

ここまで約束事ができていなかったということですが、その本人は本当に誠意を見せてくれそうですか。その状況を私も知らないものですから、その状況をちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

現段階においては、本人の言ったことを信じるしかないとします。その後で不履行でしたら再度、県のほうからアクションを起こすというふうになっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

その廃車だけではなくて、船、住宅もとんでもないことになっているんですけれども、その辺の話まで話は進められていますか。ちょっとお聞きしたいです。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

今回は、この廃車のみの話合いというふうになっておりました。廃船とか家のことに関しては話はしておりません。

○ 議長（宮平喜文）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

まず最初に廃車のほうから今年いっぱい。今年といってもあとちょっとしかありません。大丈夫ですか。そういうことですので、もし移動ができていなかった場合は、県が責任をもって移動するということでの約束という認識でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

この廃車の件ですけれども、一年近く県のほうで対応するというふうに我々は答弁してきましたので、今後も沖縄県のほうが中心となって廃車へ向けて話を進めていくことになります。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これからの話になると思うんですけれども、片づけなかった場合に、行政執行で県のほうがそれを強制的にやっていくということで認識してよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

私は座間味村役場の職員ですので、県が代執行するのか、その辺は私は承知しておりません。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひ早めに片づけてくれるよう、よろしくお願いいたします。これも平成27年度からその話はずっと持ち込んできておりますので、今年と来年で私もそれを期待しております。今回こういう進展があったものですから、すごく期待しています。本当にお疲れさまです。ありがとうございます。不法投棄については以上です。

もう一つ、クイーンざまみの事故の件についてお伺いしたいんですけれども、今後のクイーンの運行について、どのような考えを持っているのか。二度故障してそれだけやっていますので、三度目という不安もあるのか。それとも全くそれはないということでの運行に今後持っていく。もちろんそれで持っていけないといけないんですけれども、それで安心してよろしいですよというようなことなのか、それとも村側がどういうふうに考えているのか、次もないかなという不安なのか、その辺の今後のクイーンに対してお伺いしたいんですけれども。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

9月の緊急ドックに続き、10月下旬から1か月以上の運休が生じてしまい、村民の皆様、観光客の皆様に大変御不便と御迷惑をおかけしたことにつきましては、改めてお詫び申し上げたいと思います。今回のクイーンの経緯を説明しますと、10月21日に運行中に港に入港した後、旋回する際に違和感があったと船長から報告があったため、泊港入港後、ダイバーを潜らせて確認したところ、右舷の舵の欠落が確認されております。その際にプロペラ、シャフト等の周りも確認しましたが、破損は確認できなかったことから、関係機関と情報共有を図り、原因の追究と解明に努めている段階となっております。現在ドックに行っており、舵を取り外して本日から舵の取り付け作業を行っているところであります。運行再開の見込みは、ドックで予定していました12月21日から運行再開を予定しております。今後も万全を期して今回整備に当たっていますので、三度目はないと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

1 回目の故障の亀裂で舵のシャフトの耐久性を失ったんじゃないかという、私はそれが一番気になるんですけども、その耐久性を失ったままでプロペラをそのまま取り付けたんじゃないかと。それで2回目に耐えられなくて折れたのではないかということで、素人の考え方ですけども、2回目に取り付けるときに舵のシャフトの強度を調べたのかと。専門家で強度を調べたのかちょっと確認したいんですけども。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

2回目といいますと、今ドックに入っている期間でよろしいですか。9月の緊急ドック時に亀裂があったので舵を外して周辺を補強しています。その際に舵の強度の検査は行っておりませんが、取り付け後に総合事務局の検査官による検査は受けております。

○ 議長（宮平喜文）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

総合事務局でどういう検査を行ったんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

総合事務局による検査というのは、検査官で法的に走らせても問題ないかという検査になっております。

○ 議長（宮平喜文）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

8月に亀裂が起きて、それで第2回目に亀裂を直して舵を取り付けましたよね。取り付けたときに、その取り付けしたのは耐久性を失ったものをそのまま取り付けたんじゃないかということなんです。それですと、故障期間中に乗っていたというこの期間で結局耐久性を失ったんじゃないかというものもあるんですよ。要はシャフトの軸ずれでそのまま運転したということで、シャフトの老朽化がそこでどんどんどんどん失ってしまって、そこで亀裂のときに外して亀裂の分を直して今回の事故につながっているんじゃないかなということで私は思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

確かに9月の緊急ドック時には舵の耐久性の検査は行っておりませんでした。原因の追究については、今回ドックで上げていますので、造船所により構造計算の再度見直しと確認、今回、左舷は残っていましたので、左舷の耐久性は今どうなっているのかというのを、今後専門機関に舵を送って調査することとなっております。

○ 議長（宮平喜文）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

右舷に亀裂が起きて、右舷の舵が割れていたんですよ。ですから故障というのは右舷だけなんです。右舷に最初から故障があったものですから、それでどんどんどんどん引っ張ってきて、引っ張ってきて、最終

的に舵が折れたということですから、それは亀裂が起きたときに乗っていたというのも、その辺も私はこちらにも落ち度があるんじゃないかなと思うんですけども、これが割れる自体が設計のミスもあると思います。前回1.5ミリの厚さにして強度を強めているわけですけども、それが耐えられなくて今回こういうふうになっていますよね。ですから一つはクイーン的设计ミスに落ち度があると思うんですけども、今回こういう事故はどこが責任を取るべきかというのは、これから先、専門家が全部調べることになると思うんですけども、でもやっぱり村側としては設計の段階で耐えられなかったという、その初めは設計ミスですよ。亀裂が起きたというのは、舵の亀裂が起きてからどんどん事故が起きてきていますので、補償問題になってくるとその辺は専門的によく調査した上で認めたほうがいいんじゃないかなと私は思います。それに対しては。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今回、しっかりと亀裂について構造上の問題なのか、何が原因だったのかというのはしっかり原因追究をしていきたいと思っております。また関係機関、造船所等となりますが、村に不利益がないように対応していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひこちらの不利にならないように、きれいに検査して結果を出してもらいたいと思います。クイーンについては以上です。

あと泊港のタラップ前の乗船場の乗船待ちですね。それについてお伺いしたいんですけども、タラップ前の乗船の順番待ち場について、雨、真夏の炎天下について配慮が必要だと思いますけれども、それについてお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

恐らく那覇の泊港北岸のことになるかと思いますが、確かに乗船場所については、那覇港管理組合の所管となっており、雨、真夏の炎天下において配慮のため、村として固定の設備を設置するのは難しいと考えております。しかしながら、垣花議員がおっしゃるとおり、夏は乗客も長く並びますので、炎天下の暑い中、また雨の対応を今後しっかり対応できないか検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

フェリーもそうです。クイーンもそうです。この間、大雨になって大雨の中並んでいる方もいらっしゃるんですけど、傘を持っていない方もいました。びしょ濡れですよ。それを船員は見ているわけですよ。見ているんですけども知らんぷりですよ。私もそれを横から見ていたんですけども、フェリーのタラップの上はテントがされているんですよ。中でチケットを取ることを何でそこでできなかったのかというのは、私はつくづく思ったんですよ。これはお客さんに対してお金をもらっているわけですから、もうちょっと配慮していただきたいと思うんですよ。できればこちらから逆に傘を準備して、乗るときに前のほうで回収するような形で、それぐらいの気持ちも持ってほしいですよ。フェリーのタラップの上はテントがされています。

その中に入ることもできたんです。雨が降っているんですけども入れないんですよ。その辺の配慮をちゃんと教育してほしいなと私は思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

しっかり船員とも話し合いながら対応していきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

職員も少ないと思いますけれども、一つ一ついい方向にみんなきていますので、皆さんのおかげで阿嘉港の駐車場も前に一般質問に出していたあれも、ちゃんと今アスファルトの工事をしています。ちゃんとラインも入れて工事をするようになりました。立派な駐車場ができるんですね。それも皆さんの努力だと私は思っています。そういうふうの一つ一つ、こういうふうにきれいになっていくのを村民も見ているので、皆さんのおかげだと思います。本当に御苦労さまでした。ありがとうございます。私の一般質問は以上です。

○ 議長（宮平喜文）

続いて、2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

通告書どおり一般質問を行いたいと思います。まず継続質問のほうから先にやりたいと思います。ホームページの見直しの方向性。11月にその方向性を示しますよということでしたが、そのまとめを伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

事前に資料をお配りしておりますが、ホームページにつきましては、今年度の5月からワーキンググループを立ち上げ、ホームページの改善やリニューアルの検討について取り組んでおり、課題、今後の在り方等、報告を受けております。当初、御指摘のありましたホームページの情報が更新されていない。必要な情報にたどり着けないなどの課題につきましては、ワーキンググループを中心に可能な限りページの更新や削除、ホームページのバナーの配置変更を行い改善を行っております。また観光情報の取扱いについては、現在、観光協会とも連携を図り、今後見る側にとってどういう方法が望ましいかも含め協議しているところであります。リニューアルについては、他県、また県内市町村のホームページのリニューアルの実績がある事業者からヒアリングの実施を行い、ワーキンググループ内で検討した結果、リニューアルの必要があるとの報告を受けております。今後は次年度以降、リニューアルに向けて予算化も含め、引き続き進めていきたいと考えております。細かいワーキンググループの報告につきましては、別途資料をお渡ししておりますので、細かいことにつきましては、そちらのほうで御確認いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これまでのワーキンググループ、ありがとうございました。やはりそれを行った結果、現在の座間味村のホームページはリニューアルが必要だという結論に至ったということで、次年度予算化して進めていくということですが、具体的に今課題として上がっている観光協会が持つ分の情報提供と、村のホームページとして行う情報提供と、またスマートフォン中心の情報発信に向けて、どれぐらいの規模で予算化していったら

どれぐらいのスピード感で実行していくのかを伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

現在、まだ見積り徴収のところではありますが、村のホームページに関しては、ホームページにかかる費用として、数業者から見積もりをいただいておりますが、900万円弱ぐらいの予算です。あと今観光協会ともヒアリングを行っているんですが、観光協会のホームページの在り方、考え方とも今整理していますので、実際に観光協会と連携するに当たっても、観光協会と同じ事業者なのかどうかも分かりませんので、その辺は詰めながら予算化するので、観光協会の照会の仕方、観光協会のホームページの在り方も話をしている途中ですが、その結果も踏まえてどういうふうな予算取りをしていくかというのは、観光協会と今のところまだ予算取りの聴取は行っていないところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

5月からワーキンググループを行って11月に方向性を示していただけるということで、ここまで資料をまとめてもらってありがたいんですが、目的はホームページが実際に使いやすくなるということがゴールだと思いますので、このワーキンググループをやったから終わりではなくて、そこからやっとスタートラインに立ったのかなというふうに思います。今は12月11日、予算化して行うためには、恐らく今月中には概算を出して、次の3月の予算案に載せる方向で検討されているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には新年度の当初予算できちんと計上して、極力早く新年度に入ったら予算が可決されたらの話なんですが、された後はなるべく早急に発注をかけて、年度内で新ホームページがリニューアルできるような体制を取っていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ちなみに、今見積り概算で約900万円弱、これは村のホームページのリニューアルについて。これには維持費とか毎年かかる経費というのはどれぐらいかかりますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今はリニューアルではなくて維持管理費の計上は入っていません。この中でそういった業者選定をする中で維持管理費の話も聞きながら、選定の一つの材料になるかなと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

参考のところに、各法人の情報が載っています。それぞれリニューアルに行った実績等もありますので、もう既にどれぐらいの形、どういう情報提供をしたい、どれぐらいの中身でやりたい。離島ですので業者が

すぐに来られないと。今いる役場の職員、担当者がすぐに情報更新ができるようにと。あとスマートフォンに連動するとか、恐らく技術的なものは世の中には出そろっていると思うんですけども、それをいかに観光立村を掲げる座間味村が、いち早くそこを取得できるのかが課題になってくるのかなと思います。総務課長、このワーキンググループを通して、いつ頃に自走する方向で考えていますか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず基本的に発注して、恐らく想定ですけれども、6、7か月は最低でもリニューアルまでにかかると思います。契約してからその時期がいつかによって決まるとは思いますが、なるべく早い段階で年度始まったら発注して、なるべく早いうちにリニューアルできればと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

令和7年度中には新しいホームページになって、必要な情報が必要な方に素早く届くように、防災の観点もいろいろ含めて、このホームページには関わっていくと思いますので、観光協会のほうとも連携をしっかりと取ってください。話を聞くとなかなか話合いが進んでいないという話も伺っておりますので、その辺はしっかりと協議していただいて、本当に座間味村は観光立村、立村と言うけれども、トイレも汚いしホームページも見にくい、海だけがきれいでその他はあんまりだよねという声も本当に聞こえてきますので、しっかりと船舶の件ではないですけれども、この辺もしっかり引き締めて行っていってもらいたいと思います。

次の質問に行きます。これも継続ですが、訪問税方針、これも11月までにまとめるということでしたが、そのまとめ、各課が行った分析結果と算出された税額を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

お答えします。法定外普通税検討のワーキンググループメンバーより、先月末において考察をまとめた報告を受けております。資料をまた別添で配布しておりますので、細かい詳細はそちらのほうで御確認ください。大かまに説明いたしますと、各課の事業施設において、ほとんど収支が赤字であることが伺えました。施設の老朽化に伴う改修、維持管理が今後も継続して費用がかかる施設も多くあります。到底自主財源で賄えるものではなく、地方交付税は本来、一般的な住民サービスに必要な経費であること。一括交付金等、今後将来にわたり必ずしも沖縄振興策のような高率補助が継続される保障があるものでないことを鑑み、新たな財源の確保の手段として、法定外普通税を導入したほうがよいとの結論に至っております。各課が行った分析結果と算出された税額につきましては、例として、令和5年度の決算における普通税の充当が妥当だと思われる事業の収支を基に、入客数の大人・高校生以上の1人当たりの計算を行ったところ、約657円の数値が出ております。ただし施設の更新、修繕等、歳出の幅が見込まれる経費も多額になるため、税額も増額になる可能性が考えられます。これらにおいては各課のリーダーの試算等を行っており、将来を見据えた

施設の更新に係る費用の見込みも勘案しながら、今後有識者等を交え、妥当な税額の精算、導入に向けたタイムスケジュールを検討していきたいと考えております。またこの中には、実際施設を建てるための起債ですね、借金の部分の償還部分が入っていませんので、今後、実際に本格的に取り組んだら、そこも必要になってくると思います。また今後、沖縄県が導入する宿泊税との絡み、美ら島税との絡み、また政府の103万円の壁の撤廃により本村の税収の見込み等、様々な影響を鑑みながら進めていくのが大事なかなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

法定外普通税導入に向けてのワーキンググループもありありがとうございました。赤字額が7,300万円と毎年様々な資料に載っている黄色い部分ですね。ほとんどが赤字です。かなり深刻な問題じゃないかと思えます。今総務課長がおっしゃったように、県とか国からの補助等もいつまであるか分からない、自分たちで稼ぐ力をつけていかないといけないというのは、もう火を見るよりも明らかなデータになっていると思います。当初はずっと美ら島税の見直しが必要じゃないかと、私は観光ごみの解決のために入島税を住民カードとすみ分けて、住民カードは引き続き100円で、それ以外の方は差額をつけて徴収ができないかと。総務省のほうにも確認をして、誰が聞いても納得する明確な理由であれば変更も可能ですよという形で提案してきました。それでもなかなか美ら島税は使う目的が限られているからと、自由度が高い法定外普通税の導入を進めるんだということで進めてまいりましたが、実際どうでしょう。ここまでワーキンググループを行って来て、今後の導入に向けて出てくる課題と、あとどれぐらいにそれが実際に導入されるのかと、課長のこれからの考えを伺いたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には、このワーキンググループが課長会議にて村長をはじめ、課長の皆さんたちに報告させてもらっているのが現状で、村長もこの資料報告を受けて、おおむね納得はしております。しかしながら担当課としては、やはり自主財源の確保は大事だと重々感じていますので、個人的には急ぎたいと思うんですけども、最終的には村長の最終的な決断をいただいていないので、最終的に入れるかどうかという決断ですね、その辺は村長と調整をしてから進める形になりますので、総務課としては自主財源が必要です、そこは導入したいなというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これは前回も私の一般質問の継続で行っています。そのときも11月に向けて各課が所管する施設、事業直近4年分の収支を見直してということで、最終的には判断は村長が行うと考えておりますという答弁でした。9月から時間がたって、いまだに村長との最終決断等が話されていない理由を教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

村長はこのワーキンググループの結果も踏まえて判断するのですが、これが11月末に出てきたものから、その後に例えば今の答弁でも申し上げましたように、沖縄県が導入する宿泊税、今ある環境目的税も

いろいろ出てきて、また103万円の壁という税収減とか、村長ともその話をちょろどしているところですが、村長から最終的にやるというところまで私も返事をいただいておりますので、この辺は申し訳ありませんが、議会終了後に村長と速やかに調整をして行っていきたいと思います。しかしながら村長からワーキンググループにもう一つお願いをしているところがありまして、ほかの自治体の事例ですね、導入までどういう流れのスケジュールとかそういったものを確認するようと言われておりますので、また年明けですね、先進地事例の竹富はまだ行っていないんですが、実際に議論が始まって導入までのスケジュールがどうだったのかというのを確認して、こちらのほうもできるような体制はつくっておきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

お金がない言い方には、お金をしっかり確保しようというスピード感が全く感じられません。11月にこのワーキンググループの考察をまとめて村長の判断ですと言って、今日の議会冒頭で行政報告を一通り目を通しましたが、村長は全く島にいないんじゃないかなというようなスケジューリングですね。確かにこれではいくら担当職員が頑張っても、当の首長がこの島にいないのであれば話合いもできないと思います。課長、その辺はどうですか。やっていて必要なときに村長がいないというのが業務に支障を来しているということはないですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

様々なことが考えられるんですが、やはり私たちも困るところもありはしますが、今おっしゃったように下の職員との間に入って、こういった報告を受けて決断するまでに時間がかかっていて、またそういった日程調整が取れなかったのは村長の都合もありますが、それは管理職として私のほうもしっかり調整できていなかったというところがありますので、一概に村長が不在だからとかではなくて、私のほうも「報・連・相」不足だったというところもありますので、私のほうもそこはしっかり気をつけていきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ぜひ進めていてもらいたいんですが、美ら島税の見直しは今後どうなっていきそうですか。なかなかこの法定外普通税導入に向けて、今参考にされている竹富町、なかなか厳しいという話をずっと聞いています。理由は船の運行会社と航空会社から、なかなかそれだけの法定外普通税を上乗せしての徴収が難しいと。なのでそこはあまり座間味村と比較にはならないのではないかと思います。なぜなら我々は村の航路会計も村ですし、それ以外にほかの業者が交通機関を担っているというのは、エクセル航空ぐらいしかないので、もっとスピード感を出していいと思うんですけども、実際に額は今おっしゃったように、まだ含まれていない部分も出てきますよね。美ら島税の見直しを先に行ったほうが早いのではないかと思います。美ら島税の見直しについてどういう見解を持っているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず法定外普通税の竹富町では導入が厳しいという話も、竹富町の職員とも話しているんですが、やはり向こうは民営船ですので、特別徴収義務者が船会社になるので、そこはやっぱり町の考えと民営性の考え方

は大分違うと思いますが、座間味村におきましては公営船ですので、そういった隔たりがないので住民から恐らく反対意見も出るかもしれませんが、竹富町よりは導入に向けてそこまで行ったら進めるのは早いのかなと感じております。今環境目的税の話があって、西田議員から紹介のありました職員の方と担当のほうで連絡して、やはり西田議員がお話ししていたように、必ずしもできないわけではないという話はしております。しかしながら話しをしていて、やはりハードルは高いですねというふうに言われて、こちらの聞き方もはっきり伝えられているところもないかもしれないですけども、やはり分ける明確とか、そういったのをきれいに出不さいといけないですよと言われたものですから、そこも引き続き法定外普通税とは別に、これはこれで2つ課題があるんですが、今あるものもどうにかできないかというふうに進めながら、恐らく法定外普通税も入れたとしても両方というのはおかしくなるので、例えば法定外普通税があればこっちは消せばいいだけの話なので、まず今はこっちが入っていないので、ここも話をしながらちょっと遅れてはいますが進めていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

私も最初のほうから法定外普通税を導入するのは反対ではないです。ただおっしゃったように根拠の税額を算出しないといけないと。であるならば先に美ら島税の見直しをしてはどうかと。統合してどちらか一本にしたらいいい。今おっしゃったように美ら島税の見直しをする上で、なぜそれが必要なのかというのは、この資料が明らかに物語っていると思います。村民が使わない施設がほとんどです。そこが赤字。一番最初に言ったごみの問題も、一般の補正でもありました、単価が高騰しているためにプラスで出さないといけないと。そこには座間味島でも島に住んでいる住民が出すごみの量じゃないじゃないですか。阿嘉もそうです。阿嘉・慶留間も島に住んでいる僅か300人いかない人間が出すごみの量ではないです。必ずそこには観光客が来るからということで関わってくるごみが含まれているので、それはしっかりと明確に誰が聞いても、そうだよ、少しは観光客も負担しないといけないよねというのは認識できると思います。待っていても時間だけが過ぎて、経費はかかると。7,000万円の赤字を毎年毎年計上していくのであれば、それはそれでいいですけども、せっかくワーキンググループを行っていただいて、各課の皆さんが一般業務をやる合間にやってくれたと思います。それをしっかりと実を結ぶまで、課長、責任を持ってこれに取り組んでもらいたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に行きます。阿嘉～慶留間線の村営バスの運行です。9月末まで一時的ですが試験運行を行いました。その後に、運転手が足りないということで、それ以降は試験運転は行えておりません。前回の議会で、今後のことを考えると燃料費の高騰だとか、バスのメンテナンス、維持費、人件費を鑑みて、阿嘉～慶留間線の距離間であれば、今、日本の自治体で取り組んでいる無人バスの検討はどうかというふうに提案しました。課長のほうも豊見城市もそういう動きがあるということで参考にしていきたいということでしたが、その後の進捗を教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

まず初めに8月、9月の土曜、日曜、祝日、火曜日に実施しました実証実験の結果を報告したいと思います。約2か月間で運行日数は29日間でした。合計854名のお客様に乗車いただいております。内訳としましては、阿嘉港～慶留間線が176名、阿嘉港～ニシバマ線が580名、阿嘉港～前浜線が98名となっております。実際に今回の実証実験で阿嘉港のターミナルのバス停の位置が課題となりました。しかしなが

ら運行するのであれば、安心安全で御利用いただけるように阿嘉区などと調整して協議してまいりたいと思っております。ただやはり最大の課題は、座間味島同様、運転手不足であり、今年度も一括交付金を活用して二種免許の取得の助成事業を行っております。今年度の助成事業では、今現在、申込者が座間味島から2名の申請がありました。ただ座間味島の方だと村内航路が欠航した際、シフトを組んで阿嘉島が運休になるけど座間味は運航しているという事態も考えられることから、やっぱり現段階では運転手の確保が図られ次第、運行を開始していきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

無人バスの件はどうなっていますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

県外の無人バスの状況はちょっとホームページで確認させていただきました。担当職員とも視察に行けたらいいよねという話になっていまして、豊見城市の実証実験については、まだ現在乗車することはできておりません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

試験運転ですが、バスを運行してありがたいという声もいただいていますし、実際にあの炎天下の中、村営バスが座間味島だけ運行されていて、阿嘉・慶留間はないと。かなり平等性に欠ける行政運営の仕方だなというふうにつくづく思います。人が足りないからできませんという言い訳はもうそろそろ通用しないんじゃないかなと。平等性を考えるんだったら、じゃあ座間味も止めてしまっってはどうかというふうにも思います。なぜ阿嘉・慶留間だけが不利益を被らないといけないのかなと思います。それを打開する上で無人バスを提案しました。どうなんですか。観光立村でこれだけお客さんが来て、さらに村長はますます強みを伸ばしたいと9月の答弁でもおっしゃっていましたが、それに向けて実際に無人バスの検討というのは、今後可能性はあるのか。それともそこは見せませんと。人間が出て来るのを待ちますという考えなのか、その辺ははっきりさせたいと思います。お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

無人バスの件ですが、今我々で確認が取れている中で、やはり無人バスでも二種免許を持っている方で1名の乗車が必要ということで認識しております。乗っている方は運転しないんですが、乗客の乗り降りの確認だとか、安全面の確認を行わないといけないというふうに聞いておりますので、そこら辺はしっかり調べて対応していきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その二種免許の人はずっとではないんですね。このバスが本当にそこで動くのか、できるのかという期間の間は1人置かないといけないというルールなんですけれども、実際にそれがちゃんと運行するのであれば、

その運転手は外してもオーケーというルールの下やられているので、まずは情報が恐らく足りないのであれば視察に行くなり、どうにかバスの運行をできるように情報収集をお願いしたいと思います。あと東村のほうではコミュニティバスが運行して、必要なときにバスが走るというような取組もあります。恐らく座間味村だけではなく、いろんな自治体は人が足りないという理由でいろいろ課題を抱えています。ただ皆さんどうにかこうにか、あの手この手で取り組んでいっていると思いますので、座間味村も座間味ファーストだけにならないように、阿嘉・慶留間のほうにも取組をお願いしたいのと、これは行政だけの問題ではないとも思います。この試験運行を行うことで、やはり出てきた課題、人が足りないよねというところは、しっかりと阿嘉・慶留間の人たちも受け止めて、今後どうするかというのを検討しないといけないと思いますので、広報等でも行っていると思いますが、ぜひそういった周知を今後も行って行って、無人バスの検討も進めて行って、まずは情報をしっかり取りに行くよう、お願いいたします。

次の質問です。高速船3便目の阿嘉先行について、これも前回伺いました。そのときはいろいろ次年度に向け総合的に考えて、村民のためになるか検討してまいりたいと思いますという答えをいただきました。その後、進捗のほうを伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

9月議会の答弁で3便目を阿嘉先行で運行するのであれば、1便目も阿嘉先行にする必要があると回答いたしました。その後、利便性を考慮し、次年度のゴールデンウィークの3便運航のときに、試験的にクイーンズまみの3便目を阿嘉先行のスケジュールにて対応する方向で現在調整を進めております。その結果を受けて確認をして、夏場の7月、8月の運行に対応していきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

検討のほう、ありがとうございます。次年度のゴールデンウィークに向けて試験的に行うということで、恐らくそれに伴って、もし決定したのであれば早めに周知が必要になってくると思います。例年どおりのスケジュール感で行動してしまう観光客の皆さん、村民の事業者もいると思いますので、決定次第、明確な周知をお願いいたします。

次に新規の質問のほうを行いたいと思います。沖縄振興特別推進交付金、通称ソフト交付金です。座間味村もこの交付金を活用して、観光イベントのほうで毎年約1,000万円近くが充てられています。この事業のこれまでの成果と成長、また沖縄振興特別推進交付金交付要綱第3条にある、自立・戦略的発展をどう考えて、このイベント事業を行っているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えいたします。本事業におきましては、各イベント事業等に補助金を交付し、イベントの活性化を図ることにより、誘客効果及びさらなる村の活性化につながると考え、補助を実施しております。これまで本事業において補助してきた成果としましては、手元にお配りしました観光入域客数を確認していただいても分かる通り、成果目標でもある閑散期の入域において、イベントの効果により年々増加傾向にあります。また、補助しているイベントにおきましては、観光だけではなく、座間味村の歴史や文化などの特色を生かした魅力的な交流イベントは地域を挙げて行っており、それが観光誘客につながり、観光リピーターの確保

にもつながってきていると考えております。各イベントの自立につきましては、補助金ありきで開催することがないよう、監査もしっかりと行い精査しており、また新たな誘客が見込めるイベントの内容の検討も毎年行われていることから、自立に向けて取り組んでいると考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。同第7条にある成果目標の達成状況の評価と、その公表がどのように行われているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

成果目標につきましては、全市町村において自己評価等を行い、沖縄県のホームページにおいて公表されております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これは県のホームページで公表すれば終わりなんですか。座間味村での公表というのは必要ないんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

すみません。そこまでは村として現状は行っていない状況となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

約1,000万円近くがイベントに使われていまして、そのイベントがどのように成長してきて、目標である自立と戦略的発展をどう行っていくかというのをを行う上では、村としても分析をして、何が課題だったのか、何が成功だったのか反省点ももろもろ含めた上で行わないといけないと思います。実際に県の町村課の担当の方にもお会いしてお話をしてきましたが、やはりこのソフト交付金は、いつまでもあるものではないと。前回の9月の一般質問でも村長のほうにお伺いしたら、財源があるうちはやりますという答えでした。ということは、この交付金を使って行っている事業を自走できるように育てるのではなく、交付金ありきのイベントとして、交付金が終わったら打ち切るという考えで行っていくことになるというふうにしか認識できません。今課長がおっしゃっていただいた入域観光客数は伸びてきているよねというところで、これを維持継続して、さらに夏場だけではない観光客の入域を量、均一につかさせようという取組に反してくると思うんですけども、その辺はどう考えているかお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

各実行委員から申請証等を受ける際に、そこら辺は確認しております。やはり一番自走に向けてということで重きを置かないといけないなというところは重々承知しております。今後、レース等であれば参加料の値上げとかそういうのも含めながら、こちらから声かけできるところは各実行委員会にしていきながら、

財源の確保に努めていただけるような形で進めていきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

そのまま進めます。同第 2 1 条に当たる収益等が発生していないかについて伺いたいと思います。1, 0 0 0 万円を使って行う 4 つのサップ、サバニ、座間味島祭り、ファン感、ホエールウォッチング、それぞれの事業を行う上で、その事業自体に収益等が発生していると思うんですけども、それについて発生しているかどうか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

確かに各レース等のイベントでは収益があるかと思うんですが、あくまで各イベントを行う際に、赤字分の補助金として出していますので、各実行委員会の収益、余剰金等はないと認識しております。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

ファン感から座間味島祭りからサップ、サバニレースは長いこと行っていますが、毎回赤字ということですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

その通りです。

○ 議長（宮平喜文）

2 番 西田吉之介議員。

○ 2 番（西田吉之介議員）

ちょっと信じられないですね。というのも、この要綱の中の第 2 1 条に、交付金の収益納付という条文があります。これは簡単に言えば、ソフト交付金を使って行った事業で一定の収入がある場合は、ちゃんとそれを県に報告しなさいよと。それを鑑みてこの事業はうまくいっているのかどうかを判断しますと。また利益がある場合は、それをしっかりある一定は納めてくださいと。使ったお金をその他出資により取得した分に対する財産分配により収益があったときは、1 5 号の収益状況報告書を大臣に提出しなければならないと。全部または一部に相当する金額を国に納入しなければならないとあります。前回の 9 月議会が終わった後に、このソフト交付金で約 1, 0 0 0 万円のお金を使ったイベントの収支報告書を見せてくれとお願いしました。ただ、中身についてはどれだけ開示できるかが分からないということでしたが、それはどういうふうに話合いがされて、どこまで情報開示がされるのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

情報開示請求が来たとしたら、恐らく個人情報のところは黒塗りにして提出する形になってくるかと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

そこは黒塗りでもいいです。個人、法人とかそういった個人情報に当たるところは黒塗りでも構いません。ただ、長年事業を行ってきて収益性が全く上がっていない、ずっと赤字続きというのも本当に不思議です。成長性があると一番最初の答弁でお答えしたにもかかわらず、赤字ですということにちょっと矛盾を感じるんですが、では請求を求めますので収支報告書、領収書等を出してもらってもよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらに関しましては、各実行委員会から私たちもいただいて精査しておりますので、その分に関しては提示したいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

もし、万が一見た感じおかしいなとなったら、こちらにあるように違反金というか還付金を返さないといけない懸念も出てきますが、一応そこはしっかり調べたいと思いますので、よろしくお願いします。

このソフト交付金は、別表における交付対象事業、「イロハニホヘト」で表示されていて、イからソまであります。今ほとんどが観光振興にこのお金が使われているんですが、実際に情報通信産業に振興に資する事業だとか、農林水産業、雇用の促進、人材育成、教育の振興、文化の振興、福祉の増進、医療の確保、科学技術の振興、情報通信の高度化に資する事業、国際協力及び国際交流の推進、離島振興に資するとか、環境の保全並びにと多岐にわたって使う用途があります。これまでどのような協議が行われて、結局、観光のほうに主にお金が下りていっているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

平成24年から一括交付金が始まりまして、今現在のところ、西田議員がおっしゃるのは観光のところに一括交付金が充当されているのが多いよねという感覚なのかなという話かなと思いますが、実際に始まった当初は違まして、様々なものに利用されています。基本的には担当課の課長たちがいろんな事業をやりながら、それを一括交付金で充当するのか、そういったものも踏まえて、それを総務課のほうで総括していますので、そういった協議をしながら取りまとめた結果行っていますので、今現在、一括交付金を必要として予算化しているのは、船舶・観光課のほうが多いのかなという感じになっている状況であります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

せっかくの交付金ですから、もちろん使ったほうがいいと思います。ただ、ずっと続くお金でもないです。ので、しっかりとこの目的でありますように、沖縄の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的とすると。このお金を使って自分たちの自治体のイベントにお金を使って成長させてくださいよという意味の交付金だと思います。それが全くこの長年、イベントごとに使われていて赤字続きと。果たしてうまく使えているのかという疑問が湧いてきます。この交付金の目的である事情に即した効果的な実施に即するのならば、本村が抱える課題はたくさんあります。先ほどのワーキンググループで出てきた赤字続きの

施設の運営、ホームページだとか情報ですね。そういったところにお金を回すこともできると思いますし、座間味村は一次産業がほとんど衰退しています。観光産業だけです。特産品と言える特産品はないです。10万人が来る観光客に売るものもない。稼ぐ力をつけるチャンスはあるけれども、そこに一次産業、農業とか漁業振興にお金を投じてはどうかといったら、やる人間がいないと。卵が先か鶏が先かの論争にいつも村長と陥ると。であるならば、この課題解決に向けて対象事業が本当に網羅的に議論される必要があるのではないかと考えます。今後、どういうふうソフト事業のお金を使うかを検討していただきたい。座間味村には区長会、広聴会、もちろんこの議会、商工会、環境協会、農業委員会、教育委員会、漁業組合、医師会、様々な会や団体との協議が必要ではないか、ヒアリングも必要ではないかと思いますが、その辺の検討を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まずは、今本村の実情はちょっとイベントが多いというお話し、それぞれの一括交付金や交付金の枠があります。その中で船舶・観光課のほうのそういったイベントで、しっかりこのイからソの中の持続的発展もあるんですが、この交付対象事業として、この中で活用しているというのは、担当のほうのしっかりこういった事業を押さえて執行していると思いますので、そこは御理解いただきたいと思います。今の交付金の必要性、全体的に言いますと、今の話にありました区長会、広聴会、今の議会でもそうですが、商工会、様々な団体があります。その様々な団体があって私たち総務課をはじめ、いろんな課があります。どちらかの団体に交流の場とかそういった機会があると思いますので、そこはしっかり課のほうでそのような意見が出るのでしたらその意見を吸い上げて、西田議員からありました要綱の別表に該当する事業なのか、しない事業なのかを判断していただいて、我々もこの一括交付金が今年度1億8,800万円交付されているんですけれども、全額使えきれないということもありますので、やはり私たち総務といたしましても、この交付された1億8,800万円、これをしっかり交付できるように行っていきたいと思いますので、これは総務課だけではなくて、今西田議員がおっしゃったように各課がいろんな不便性、活用を考えて一括交付金でできないのかというのは、これは総務課からも再度各課に促し、各団体の現状、困ったところ、課題等を踏まえて一括交付金を使えるような提案をしてくれということで、再度総務課から全課に周知していききたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの補足ですけれども、一括交付金が平成24年に始まったときに、最初は各公民館に村民向けにこういったものが必要ですかというふうにアンケートを取ったことがございます。最初の頃は偕生園の施設に対する補助金、それからホームページもそうでした。ホームページのほうもそれを使わせていただいたり、防災無線も使わせていただきました。そういったインフラのほうの整備とか、福祉のほうの整備を行っていたところ、今後は一括交付金を使って観光のほうというふうに継続的に使っているのが現状でございます。それ以外のものは、例えば、離島活性化交付金、それから特定推進費、アパートを建てたり、屋根つき歩道を造ったりという形で、ハード面はそのような形でやっております。漁協のほうにもどんぶりのほうをやらせたり、サンゴの研究とか花の森事業とかそういったものは今までやってきておりますので、一度やったものに関しては再度できないものですから、どうしても観光とかそういったものに継続的に使っているという形になっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

一度やったものにできないというルールなんですか。今副村長がおっしゃいました平成24年から始まって、各区でアンケートを取ってどういう使い方がいいかと。なぜこれが今できていないのか。ある程度やったからやらなくていいとなっているのではないかと思います。ぜひ今おっしゃったように、使い道によっては本村の事業再生、もしくは振興につながると思いますので、これはアンケート等、今おっしゃってやってきた事実があるのであれば再度できると思います。やっていただけますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

検討していつて、住民の意見も吸い上げながら一括交付金の使い道を考えたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ぜひ、このソフト交付金があるうちに活用していただきたいと思います。ちょっとここには記載していませんが、答えられる質問なので行いたいと思います。この交付要綱に、もちろんこれは交付金なので、個人とか特定の法人が資産を形成するためには使えませんよというのも含まれています。もちろん、これはちょっと明確に各事業のスキームを検討しないといけないですけども、それは資料の情報開示でいただいてからまた検討しますけれども、飲食とかには使えないという文言もあったりします。この中でちょっと気になるのが、各イベントごとの実行委員長に、この交付金を交付する側の村長の名前が実行委員長として上がっていたりもするんですけども、これはちょっとおかしくないですかと思うんですが。なぜかという、事業をやる側の交付金を求める実行委員長が、実際に交付金を決定する側の首長であると。これはこれまで何も議論にならなかったのか、ちょっと伺いたいんですけども。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本は村長が実行委員長だったときに関しては、あくまでも決定者は副村長であって、それは名前だけの話なんです。大きい市町村におきましても様々な実行委員会があります。その中でもやはり首長とかが実行委員長になったりして、そういったものもあるので、それがちょっとおかしいかどうかというのは、おかしくないとは言えないと思うんですが、やはり役場として実行委員会は全く別の組織なので、それは問題ないのかなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

細かい資料を見ないことには何とも言えませんが、恐らくこういう要綱にかかっていないようなスキームで行っていただけていると思います。ただ見ないことには何とも言えません。ただ、もらう側と出す側の人が同じ人物というのは、はたから見たら、これは出来レースじゃないかと思われてもおかしくないよねというところをちょっと指摘したくて、先ほど副村長が今後検討してアンケート調査だとか、各会で広く課長がおっしゃったように何が必要になってくるか。それがソフト交付金に当てはまるかどうかとも検討して事業を

つくっていただければと思います。この議会が終わったら資料の開示請求をしますので、ぜひよろしく願います。これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

お諮りします。本日の会議は、これにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本日は、これで延会することに決定しました。

なお、明日の会議は9時より行いたいと思います。

本日は、これで延会します。

延 会（午後4時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 又 吉 文 江

署名議員 西 田 吉之介